

# 令和8年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和8年9月16日(水)

時 間 10:00～12:00

会 場 滋賀県庁新館4階教育委員会室  
(オンライン同時開催)

## 1 開会・あいさつ

## 2 委員紹介

## 3 会長・副会長の選出

## 4 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

## 5 議 事

### (1)本県の特別支援教育の現状と具体的な取組について

- ・本県の特別支援教育の現状と具体的な取組について
- ・「高等学校における特別支援体制構築事業」について
- ・「校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣モデル事業」について
- ・中学生段階における副籍の試行について

### (2)本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

## 6 閉 会

### <配付資料>

#### 委員名簿

資料1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

資料2 本県の特別支援教育の現状と具体的な取組について

①本県の特別支援教育の現状と具体的な取組について

②「高等学校における特別支援体制構築事業」について

③「校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣モデル事業」について

④中学生段階における副籍の試行について

資料3 本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

参考資料 滋賀県附属機関設置条例

滋賀県特別支援教育支援委員会規則

滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

滋賀県特別支援教育推進計画

**令和 8 年度**  
**第 1 回滋賀県特別支援教育支援委員会**  
**資料**

|       |                                       |    |
|-------|---------------------------------------|----|
| ○委員名簿 | .....                                 | 2  |
| ○資料1  | 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について.....       | 3  |
| ○資料2  | 本県の特別支援教育の現状と具体的な取組について               |    |
|       | ①本県の特別支援教育の現状と具体的な取組について              |    |
|       | ～滋賀県特別支援教育推進計画より～ .....               | 4  |
|       | ②令和8年度文部科学省委託事業                       |    |
|       | 「高等学校における特別支援体制構築事業」について.....         | 12 |
|       | ③「校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣モデル事業」について..... | 29 |
|       | ④中学生段階における副籍の試行について.....              | 40 |
| ○資料3  | 本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために.....      | 47 |

**令和 8 年 9 月 16 日（水）**

**滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課**

滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿

| 区 分           | 氏 名     | 所 属 等                                             | 備 考   |
|---------------|---------|---------------------------------------------------|-------|
| 医 師           | 宇 野 正 章 | 滋賀県医師会：小児科医                                       |       |
|               | 上ノ山 一 寛 | 滋賀県医師会：精神科医                                       | 欠席    |
|               | 福 田 正 悟 | 滋賀県医師会：学校医                                        | WEB出席 |
| 学識経験を<br>有する者 | 白 石 恵理子 | 滋賀大学教育学部名誉教授                                      |       |
|               | 相 澤 雅 文 | 立命館大学産業社会学部教授                                     |       |
|               | 桜 井 弥 生 | 滋賀県発達障害者支援センター職員<br>(滋賀県発達障害者支援センター所長)            |       |
| 教育機関の<br>職員   | 鈴 木 久 子 | 県立特別支援学校教職員：視覚障害<br>(県立盲学校長)                      |       |
|               | 福 井 亜由美 | 県立特別支援学校教職員：病弱<br>(県立守山養護学校長)                     |       |
|               | 安 井 洋 子 | 県立特別支援学校教職員：知的障害・肢体不自由<br>(県立三雲養護学校長)             |       |
|               | 中 塚 薫   | 県立特別支援学校教職員：聴覚障害<br>(県立聾話学校長)                     |       |
|               | 吉 嶋 幸 子 | 県立特別支援学校教職員：知的障害<br>(県立甲南高等養護学校長)                 | WEB出席 |
|               | 木 村 政 秀 | 県特別支援教育研究会会長<br>(日野町立南比都佐小学校長)                    | WEB出席 |
|               | 池 寄 繁 伸 | 特別支援学級設置校教職員<br>(県特別支援学級・通級指導教室設置校長会長 彦根市立河瀬小学校長) | WEB出席 |
|               | 吉 田 順 子 | 特別支援学級等担当教員<br>(長浜市立東中学校特別支援学級担当教諭)               |       |
|               | 寺 澤 尚 子 | 幼稚園等教職員<br>(滋賀県国公立幼稚園・こども園長会副会長 彦根市立城北幼稚園長)       |       |
|               | 中 島 秀 徳 | 県立高等学校教職員<br>(県立信楽高等学校長)                          |       |
|               | 井 上 香   | 県総合教育センター職員<br>(特別支援教育係長)                         |       |
| 県の職員          | 石 田 直 人 | 県健康医療福祉部障害福祉課長                                    |       |
|               | 奥 谷 晃 史 | 県中央子ども家庭相談センター所長                                  |       |
|               | 本 田 直 也 | 県彦根子ども家庭相談センター所長                                  | WEB出席 |

(任期：令和8年6月22日～令和10年6月21日)

## 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について

### 担任する事務

教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること

## 滋賀県特別支援教育支援委員会の議題について

### 1 令和7年度 議事内容

#### 【第1回(令和7年9月2日)】

○本県における特別支援教育の現状と課題について

○今後の本県特別支援教育の取組について

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて

#### 第2回(令和8年1月28日)

○本県における特別支援教育の施策について

- ・特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について
- ・高等学校特別支援教育推進事業について
- ・中学生段階における副籍の試行について

○切れ目ない支援体制の構築について

- ・令和7年度特別支援教育に係る実態調査の結果について

○今後の本県特別支援教育の取組について

- ・「(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画」の策定について

### 2 令和8年度 議事内容

#### 【第1回(令和8年9月16日)】

○本県の特別支援教育の現状と具体的な取組について

- ・本県の特別支援教育の現状と具体的な取組について～滋賀県特別支援教育推進計画より～
- ・令和8年度文部科学省委託事業「高等学校における特別支援体制構築事業」について
- ・「校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣モデル事業」について
- ・中学生段階における副籍の試行について

○本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

#### 【第2回(令和9年2月予定)】

○切れ目ない支援体制の構築について

- ・令和8年度特別支援教育に係る実態調査の結果について

○今後の本県特別支援教育の取組について

- ・「滋賀県特別支援教育推進計画」に基づく取組の進捗状況について 等

令和8年9月16日

令和8年度第1回 滋賀県特別支援教育支援委員会

# 本県における特別支援教育の現状と 具体的な取組について ～滋賀県特別支援教育推進計画より～

滋賀県教育委員会事務局  
特別支援教育課



# 滋賀県特別支援教育推進計画

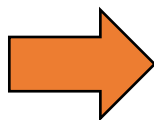
## ～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～（概要版）

### 第1章 計画の考え方

#### 滋賀のめざす 特別支援教育ビジョン

H27 基本ビジョン策定  
本県がめざす特別支援  
教育の「基本理念」と、そ  
の達成のための7つの柱

H28 実施プラン策定  
基本ビジョンに基づき  
具体の取組をまとめた



令和8年度～令和12年度  
特別支援教育推進計画  
基本理念「共に学ぶ」

#### 柱1 夢と生きる力を育む

観点① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

観点② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

#### 柱2 学びの基盤を支える

観点③ すべての教職員の資質・専門性の向上

観点④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実

#### 柱3 みんなで学びに関わる

観点⑤ 適切な就学相談の推進

観点⑥ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

### 第2章 滋賀のめざす特別支援教育

#### 1 基本理念 本県がめざす特別支援教育の理念「共に学ぶ」

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

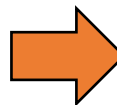
「共に学ぶ」ことによって

・多様性を受け入れ、他者理解を深める → 「違いを認め合う」

「共に学ぶ」ことによって

・互いの強みを活かし、弱みを補い合う → 「互いに助け合う」

すべての子どもが「自分は役に立っている」と感じる学びの場



共生社会の形成へ

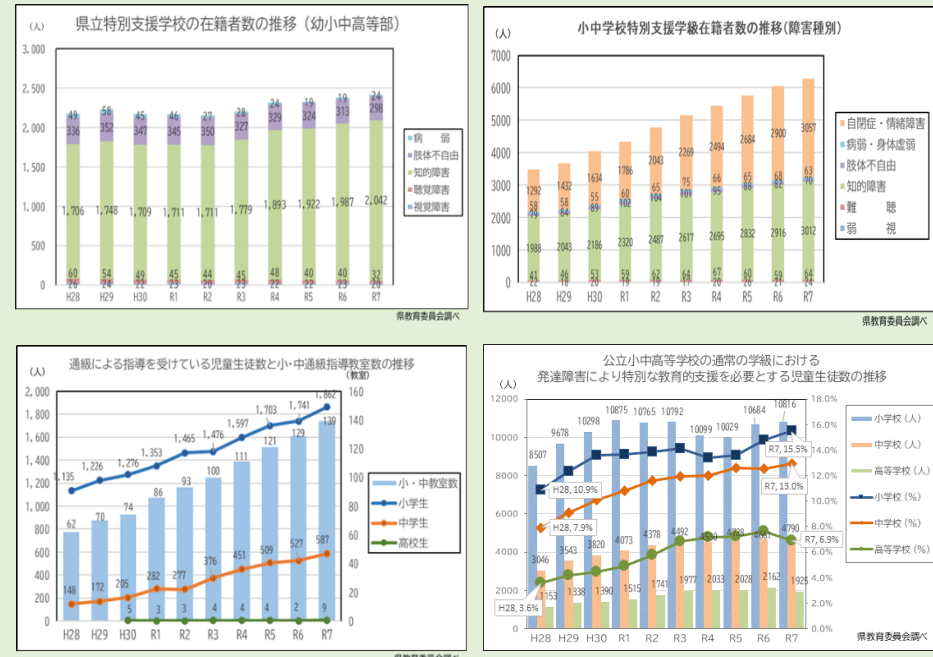
#### 2 本県特別支援教育のめざす姿

- 障害のある子どもと障害のない子どもが、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つすべての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～(概要版)

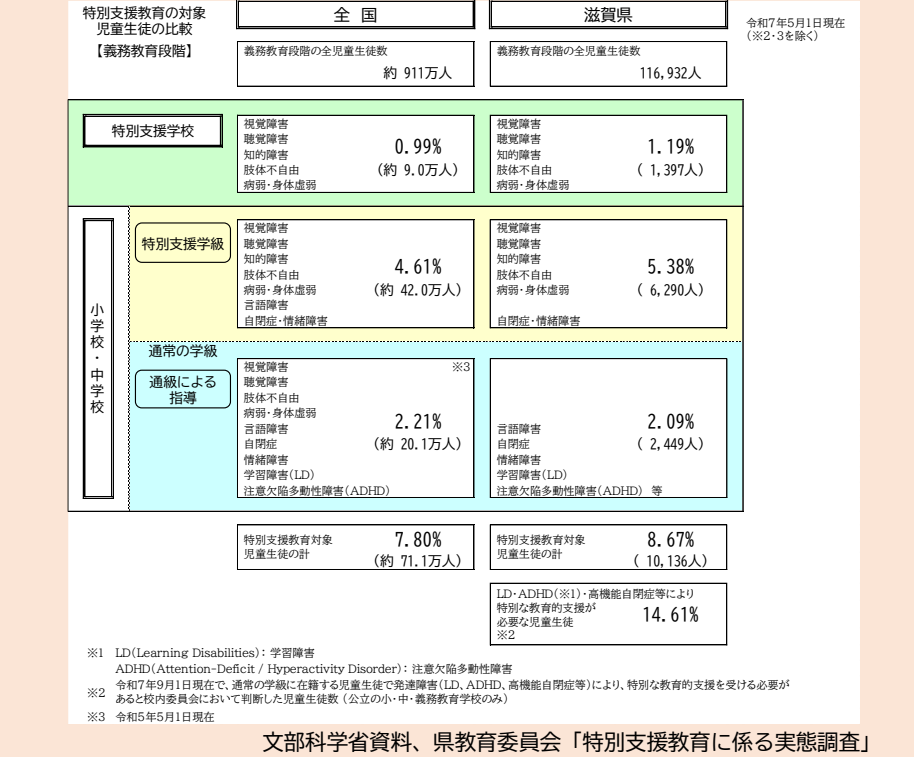
第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

1-(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況



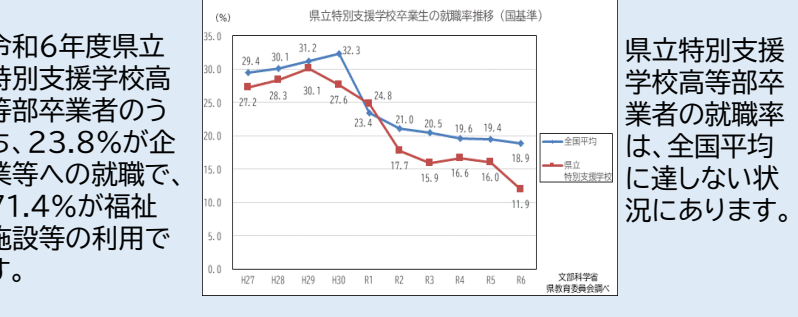
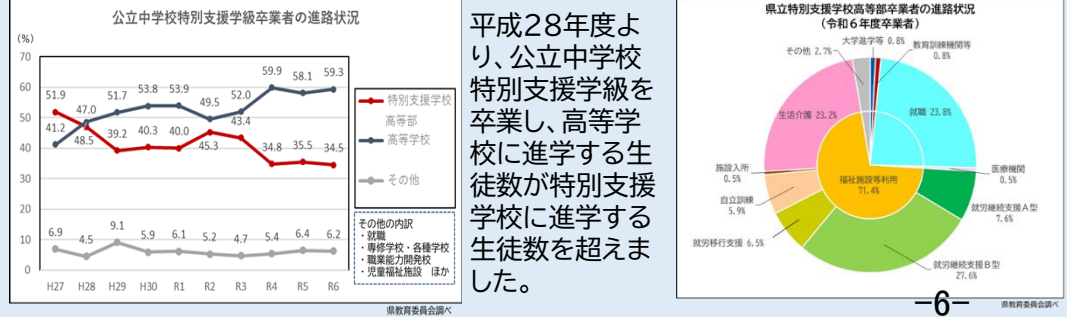
障害のある子どもについて、より適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育に関する理解の深まり、障害に応じたきめ細かな教育や専門的な学びの場の選択の取組から、特別支援学校や特別支援学級への入学者が増加しています。また就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しています。

1-(2) 就学先決定に関する状況



本県における特別支援学校、特別支援学級の在籍割合は、全国に比べ高い状況です。

1-(3) 卒業者の進路状況



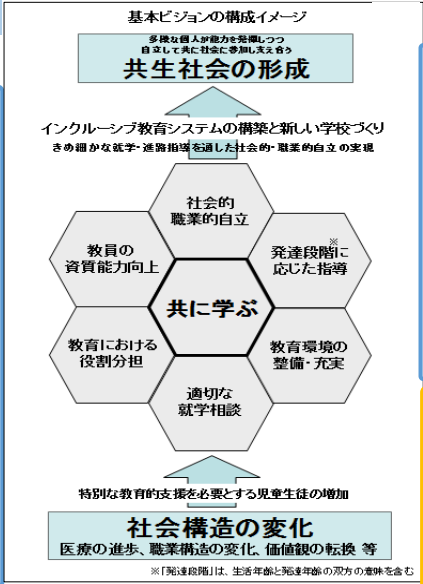
第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

2 本県におけるこれまでの取組状況

- (1) 発達段階に応じた指導の充実
- すべての学校において  
特別支援教育コーディネーターの指名
  - 小・中学校における特別支援教育の推進  
・市町研修会へ発達障害支援アドバイザーの派遣  
・「個別最適な学び」ワークショップの開催
  - 高等学校における特別支援教育の推進  
・特別支援教育の専門家や高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣、支援員の配置  
・通級による指導の制度化  
・特別支援教育コーディネーター研修
  - 特別支援学校のセンター的機能の発揮・活用
  - ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり

- (3) 教員の指導力や専門性の向上
- 特別支援教育に関わる研修の実施  
・全校種の初任者研修において、特別支援教育に関わる研修を実施  
・高等学校特別支援教育コーディネーター研修
  - 専門性の向上に係る取組  
・人事交流の拡大、特別支援学校・大学への研修派遣  
・高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣  
・県立特別支援学校の教員採用選考試験の出願資格に、特別支援学校教諭免許状を必須化
  - 校内体制の整備  
・高等学校特別支援教育体制整備事業(専門家チーム派遣)

- (5) 適切な就学相談の推進
- 県特別支援教育支援委員会の設置
  - 発達障害のある子どもへの支援強化事業
  - 「知的障害の程度に関する統一的な指標」の作成・活用
  - 学びにくさのある子どもへの指導充実事業
  - 特別支援教育の視点に立った個別最適な学び推進事業
  - 「障害のある子どもの就学に関する支援の手引」一部改訂、名称変更



- (2) 社会的・職業的自立の実現
- 特別支援学校における職業教育の充実  
・教育課程の研究、コース制の導入  
・技能検定「しがしごと検定」  
・就労アドバイザーの配置、「しがしごと応援団」の創設  
・高等養護学校に「しごと総合科」設置  
・企業の知見を生かした授業改善  
・自分らしい生き方を育むキャリア教育

- (4) 教育環境の充実
- 市町立小・中学校における教育環境  
・通級指導教室の計画的な配置・充実  
・地域で学ぶ支援体制強化事業  
(合理的配慮 CO, 看護職員) 配置補助  
・小・中学校への分教室設置に係る研究
  - 高等学校における教育環境  
・特別支援教育支援員の配置  
・通級による指導の制度化  
・高等学校入学者選抜における合理的配慮の提供  
・多様な学び重点カリキュラム研究開発  
・高等学校特別支援教育体制整備事業
  - 特別支援学校における教育環境  
・北大津高等養護学校開校(県内4校目の高等養護学校)  
・副次的な学籍の制度化  
・県立特別支援学校教育環境整備方針策定

- (6) 教育における連携の推進
- 医療的ケア研修会、看護職員連絡会
  - 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業
  - 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組(協定の締結)
  - 学校運営協議会の設置や地域学校協働活動により、地域の協力を得て障害者への理解と支援を推進

# 滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～(概要版)

## 第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

### 3 本県における課題

#### (1) 発達段階に応じた指導の充実

- すべての学校において、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実
- 中学校から高等学校へ、そして高等学校卒業後の進路先へと、切れ目ない支援のさらなる充実
- 個別の指導計画に基づいた支援の実施や、個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携等、作成した計画書の活用の促進
- どの学級にも特別な支援を必要とする児童生徒がいることを前提とした校内支援体制の整備
- 困難を抱えた生徒を含む、すべての生徒が理解を深めることのできる授業づくり

#### (2) 社会的・職業的自立の実現

- 障害のある児童生徒の、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する取組
- 産業現場や関係機関との連携による、一般企業等への就労に向けた取組の発展
- 生徒の働く意欲を高め、支援を受けながら自立した社会生活を送ろうとする生活の主体者の育成をめざした、キャリア教育の充実
- 生徒の希望や適性に合った進路実現のための様々な職種への進路開拓
- 小学部、中学部の早期の段階からの系統的なキャリア教育

## 第4章 今後の方向性と具体の施策

### 柱1 夢と生きる力を育む

#### 観点①個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

- 障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導・支援の充実と改善を図ります。
- (1) 各発達段階に共通した事項
  - ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用による切れ目ない指導・支援
  - ・ICTの効果的な活用やユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり
- (2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階
  - 生きる力の基礎を培うため、一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた支援が行われるよう、支援や情報提供の充実を図ります。
- (3) 小・中学校段階
  - 体験による主体的な学びとわかりやすい授業づくりをめざした教材等の開発と活用を進めるとともに、児童生徒の人間関係能力の育成をめざした指導の充実や、特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実を図ります。
- (4) 高等学校段階
  - 授業やホームルーム活動・学校行事等を通して、生徒の人間関係能力の育成を図り、障害の状態や進学・就職といった生徒の進路希望に応じて、学習上または生活上の困難さを克服できるよう指導の充実を図ります。
- (5) 特別支援学校各学部段階
  - 幼児児童生徒それぞれの障害の状態に応じた専門的指導を進めるとともに、社会参加に向けて自己の持つ力を最大限に高めることができるよう、指導・支援の充実を図ります。

#### 観点②社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

- 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開します。
- (1) 小中高を通じた体系的なキャリア教育の実施
  - 小・中学校、高等学校および特別支援学校それぞれにおいて、障害のある児童生徒の社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進します。
- (2) 小・中学校におけるキャリア教育の充実
  - 児童生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていけるよう、成功体験を積み重ね、興味・関心を広げていく学習活動を行います。
  - また将来の自立に向けた進路が選択できるよう、児童生徒・保護者に対して障害の状態を踏まえた情報提供を行います。
- (3) 高等学校におけるキャリア教育の充実
  - 関係機関、経済団体等との連携を密にして、多様な就労先の開拓に努めるとともに、客観的な情報に基づいて、生徒の実態に応じた就労や進学をめざします。
- (4) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実
  - 障害の状態に応じた進路選択となるよう、職業教育の充実・改善を図るとともに、児童生徒のニーズに応じた進路先決定をめざします。
  - ・児童生徒が自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できる力を育むことをめざし、小学部、中学部の段階からのキャリア教育の充実に取り組む。

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

3 本県における課題

- (3) 教員の指導力や専門性の向上
- すべての学校種における、特別支援教育の指導力向上
  - 通常の学級を担当する教員や特別支援教育コーディネーター、管理職も含めた全体的な理解と実践力を高める研修
  - ICTを活用した指導・支援など、最新の知見や実践を取り入れた研修
  - 研修内容の包括性と専門性の両立
  - 特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた、免許制度の柔軟化・研修の支援・専門性の評価制度の三位一体での推進
  - 高等学校において、特別な支援を必要とする生徒の困難さを適切に把握し、支援に結びつけるための校内体制の整備

- (4) 教育環境の充実
- 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導および教育環境の実現に向けた教育の実効性の向上、幼児児童生徒が安心・安全に過ごし、学びの充実につながるよう、一層の教育環境の計画的整備
  - 教育的ニーズに応じた教育環境を選択できるよう、多様な学びの機会の確保
  - 障害のある子どもが安心・安全に過ごし、教育を受けられるよう、合理的配慮の提供や適切な支援
  - 副籍制度のほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ仕組みづくり

第4章 今後の方向性と具体の施策

柱2 学びの基盤を支える

- 観点③すべての教職員の資質・専門性の向上
- 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させます。
  - すべての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進します。
- (1)管理職のマネジメント力の強化と組織的対応
- 学校の組織体制整備のために管理職のマネジメント力の強化を図るとともに、すべての教職員が「障害の社会モデル」を踏まえた障害理解を深め、合理的配慮の提供等を含めた実践力の向上を図ります。
- ・校長のリーダーシップのもと、組織マネジメントにより校内委員会等の体制を充実させる。
- (2)特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の担当教員の専門性向上
- 校内体制を整え、特別支援教育の要となる特別支援教育コーディネーターの専門性や実践力を養成するため、特別支援教育コーディネーター研修を行い、資質の向上を図ります。
- ・外部専門家や特別支援学校のセンター的機能等を活用し、指導・支援の充実と専門性、アセスメント力の向上を図る。
- (3)すべての教員の専門性向上に係る研修・研究の充実
- すべての教員が特別支援教育や障害特性についての理解を深め、必要な指導・支援や合理的配慮を適切に行えるよう、キャリアステージに応じた研修・研究の充実を図ります。
- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善および教材作成に関する研究を進め、研究成果の共有と発信に努める。

- 観点④多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実
- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供します。
- (1)共に学ぶための仕組みづくり
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶため、多様な学びの場の整備に向けて検討を進めます。
- ・小学校への特別支援学校分教室設置に関する研究を推進する。
  - ・小学生段階での副籍制度の継続、中学生段階の制度化について検討する。
- (2)小・中学校における充実
- 発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援の充実を図ります。
- ・通級指導教室の計画的な配置とその充実を図る。
- (3)高等学校における充実
- 発達障害を含む障害のある生徒への指導・支援の充実を図ります。
- ・入学選抜を受検する際の配慮事項等の着実な運用を継続する。
  - ・通級による指導の充実と実施体制の整備を進める。
  - ・本県における通級による指導のあり方について研究・検討する。
- (4)特別支援学校における充実
- 中・長期的な展望に立ち、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進めます。新設特別支援学校の開校に併せて、通学区域の再編、県立特別支援学校の校名変更について検討を行います。
- ・大規模化・狭隘化による課題を解消し、学びの基盤を確かなものとする。

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

3 本県における課題

(5) 適切な就学相談の推進

- 義務教育の実施主体であるとともに就学事務の権限と責任を有する市町教育委員会が、障害の種類や程度の判断だけでなく、その地域や学校の状態、児童生徒への支援の内容、本人や保護者の意見等を踏まえて総合的な判断を行うための、各地域に応じた取組
- 保護者に対する、入学や在籍異動等に至る手順のわかりやすい説明と、十分な情報提供
- 校内教育支援委員会や市町教育支援委員会等による就学後のフォローアップの適切な実施
- 県内どの市町においても同様な就学相談や就学先検討等に関する支援を受けることができるよう、各市町間の共通性や多様性を踏まえた就学相談や就学先決定

(6) 教育における連携の推進

- すべての学校で、個別的教育支援計画の作成・評価にあたり、関係機関の参画を推進し、学校卒業後に地域で生活していくことを見据えた支援体制の構築
- すべての学校で、個別的教育支援計画等を活用して支援内容を共有し、就学前から卒業後の生活までを見据えた支援体制の構築と、切れ目ない支援
- 特別支援学校における、さらなる地域との連携
- 「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」を、持続可能な制度としていくための検証・検討

第4章 今後の方向性と具体の施策

柱3 みんなで学びに関わる

観点⑤適切な就学相談の推進

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施します。
  - 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援の充実をめざします。
- (1)適切な就学相談システムの推進
- 関係法令等の趣旨を踏まえ、地域の小・中学校への就学を希望する幼児児童生徒が、地域の学校で学ぶことができるよう、本人・保護者に対する適切で客観的な情報提供を行うとともに、各市町間の共通性や多様性を踏まえた就学相談や就学先の検討等に関する支援のシステムの構築を推進します。
- ・「知的障害の程度に関する統一的指標」の活用、情報提供と就学先決定等の一連のプロセスの共通理解促進を図る。
- (2)早期からの適切な支援の提供と、適切な就学や進路選択
- 困難を示す幼児児童生徒を確実に支援の対象とできる体制づくりや、一人ひとりの障害の状態や特性および心身の発達の段階等に応じた指導方法、特別支援教育推進体制への助言など、学校園等のニーズに応じた支援が充実するよう、市町特別支援教育担当者協議会や就学相談に係る研修会等において啓発や情報提供を継続して行います。
- (3)総合教育センターの相談支援機能の強化
- 障害のある子どものための特別支援教育相談の充実を図ります。

観点⑥関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組みます。
  - 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現します。
- (1)県と市町との連携
- 県と市町との連携・協働のもと、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めます。
- (2)家庭や地域、関係機関、企業等との連携
- 啓発活動や交流事業を通して、障害や特別支援教育に対する理解を深め、学校と家庭や地域、関係機関、企業等とが密接に連携します。また、地域人材の活用を進め、学校の教育力の強化を図るとともに、障害のある子どもが地域で積極的に活動し、その一員として豊かに生活できるよう地域社会全体で支えます。
- (3)保健・医療、福祉、労働等の関係機関や事業所との在学中からの連携
- 障害のあるすべての子どもに対して切れ目ない支援を行うため、学校と保健・医療、福祉、労働等の関係機関や事業所とが密接に連携します。
- (4)卒業後の進路先・就労先等への支援の引継ぎ
- ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関との連携のもと、児童生徒の卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進めます。

滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～（概要版）

第5章 計画の進行管理と評価指標

1 進行管理の実施  
本計画の着実な推進を図るため、計画の柱・観点ごとに評価指標を設定し、毎年度の実績を確認することで、各施策の進行管理を行います。評価にあたっては、実績の数値に着目するだけでなく、評価指標とともに示すあるべき姿も参考にして、総合的な観点から検討を行います。

2 評価指標

| 計画の柱・観点      |                        | 評価指標                                      |          | 現 状 |       | あるべき姿                                      |  |
|--------------|------------------------|-------------------------------------------|----------|-----|-------|--------------------------------------------|--|
| 柱1 夢と生きる力を育む |                        |                                           |          |     |       |                                            |  |
| ①            | 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実 | 個別の教育支援計画の作成率<br>(特別支援学級を除く)              | 公立小学校    | R7  | 99.9% | 支援の必要な児童生徒が、適切な指導・支援により、安心・安全に学習に臨むことができる。 |  |
|              |                        |                                           | 公立中学校    | R7  | 99.8% |                                            |  |
|              |                        |                                           | 県立高等学校   | R7  | 95.7% |                                            |  |
|              |                        | 個別の指導計画の作成率<br>(特別支援学級を除く)                | 公立小学校    | R7  | 99.9% |                                            |  |
|              |                        |                                           | 公立中学校    | R7  | 99.7% |                                            |  |
|              |                        |                                           | 県立高等学校   | R7  | 92.3% |                                            |  |
|              |                        | 個別の指導計画の活用率(作成活用率)<br>(8月末までに支援を開始している割合) | 公立小学校    | R7  | 97.4% |                                            |  |
| 公立中学校        | R7                     |                                           | 97.5%    |     |       |                                            |  |
| 県立高等学校       | R7                     | 78.9%                                     |          |     |       |                                            |  |
|              |                        | 県立特別支援学校において授業にICTを活用して指導できる教員の割合         |          | R6  | 73.1% | 学習意欲を高め、また情報リテラシーを学び、社会生活で生かせる力をつける。       |  |
| ②            | 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進 | 県立特別支援学校高等部における「しがしごと検定」の受検者数             |          | R7  | 412人  | 生徒の働く意欲を高めるとともに、自己選択・自己決定の力をつける。           |  |
|              |                        | 県立特別支援学校高等部において一般就労を希望する生徒の就職実現率          |          | R6  | 90.7% |                                            |  |
| 柱2 学びの基盤を支える |                        |                                           |          |     |       |                                            |  |
| ③            | すべての教職員の資質・専門性の向上      | 特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率                  | 公立小学校    | R7  | 23.5% | 専門性の担保により、児童生徒が多様な学びの場を選択できる。              |  |
|              |                        |                                           | 公立中学校    | R7  | 20.7% |                                            |  |
|              |                        | 通級指導担当の特別支援学校教諭免許状の保有率                    | 公立小学校    | R7  | 57.1% |                                            |  |
|              |                        |                                           | 公立中学校    | R7  | 52.9% |                                            |  |
| ④            | 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実 | 副籍(副次的な学籍)制度の利用率                          | 公立小学校    | R7  | 68.4% | 障害のある子どもとない子どもが共に学ぶことにより、体験的に他者理解ができる。     |  |
|              |                        |                                           | 県立特別支援学校 | R7  | 45.0% |                                            |  |
|              |                        | 県立高等学校における通級による指導の実施校                     |          | R7  | 2校    | 個々の生徒の障害に応じた専門的な指導の充実を図る。                  |  |
|              |                        | 新設特別支援学校の設置に向けた着実な対応                      |          | —   |       | 可能な限り早期に大規模化、狭隘化の解消を図る。                    |  |
|              |                        | 北大津養護学校の増築棟整備                             |          | —   |       |                                            |  |

|                  |                       |                                                 |        |                          |       |                                    |                               |
|------------------|-----------------------|-------------------------------------------------|--------|--------------------------|-------|------------------------------------|-------------------------------|
| 柱3 みんなで学びに関わる    |                       |                                                 |        |                          |       |                                    |                               |
| ⑤                | 適切な就学相談の推進            | 就学相談に係る全体研修会の受講者数                               |        |                          | R7    | 434人                               | 県内どの市町においても適切な情報提供と就学先決定ができる。 |
|                  |                       | 就学相談に係る専門研修会の受講者数                               |        |                          | R7    | 261人                               |                               |
| ⑥                | 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実 | 個別の教育支援計画の活用率(連携率)<br>(関係機関と作成や評価に係る連携を行っている割合) | 公立小学校  | R7                       | 56.8% | 在学中からの連携により、卒業後も切れ目ない支援を受けることができる。 |                               |
|                  |                       |                                                 | 公立中学校  | R7                       | 38.8% |                                    |                               |
|                  |                       |                                                 | 県立高等学校 | R7                       | 19.0% |                                    |                               |
|                  |                       | 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の延べ利用回数                   |        | R6                       | 529回  | すべての児童生徒が、安全安心に通学できる。              |                               |
|                  |                       | 県立特別支援学校の学校運営協議会設置校                             |        | R7                       | 13校   | 学校運営協議会を通して地域と連携できる。               |                               |
| 「しがしごと応援団」の登録企業数 |                       | R7                                              | 383社   | 企業の障害理解を深め、高等部生徒の進路先を拓く。 |       |                                    |                               |

令和8年度  
第1回  
滋賀県特別支援教育  
支援委員会

令和8年度文部科学省委託事業  
「高等学校における特別支援  
体制構築事業」について



Mother Lake  
Goals

滋賀県教育委員会事務局  
特別支援教育課



# 文部科学省委託事業の概要について

2

当事業で本県がめざす成果について

3

研究実践校での取組について

説明の  
ながれ

# 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業について

## 趣旨（事業背景）

- ・ 高等学校では、平成30年度から通級による指導が制度化されたが、通級による指導を受ける生徒数は依然として微増傾向にとどまっている。
- ・ 近年では、中学校で特別支援学級に在籍していた生徒や通級による指導を受けていた生徒の多くが高等学校へ進学していることから、特別な教育的支援を必要とする生徒が高等学校に一定割合在籍していることを前提に、高等学校段階における校内支援体制の更なる整備・促進が急務となっている。
- ・ 教育と福祉等の関係機関との間において、個別の教育支援計画等を活用した情報共有が重要である。

# 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業について

## 趣旨

発達障害のある児童生徒等に対する支援の充実を図るため、発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目ない支援体制構築を実施する。

## 委託事業の内容

- (1) 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業
- (2) 学習障害のある児童生徒等に対するＩＣＴを活用した効果的な支援に関する実践研究
- (3) 高等学校における特別支援教育充実事業
- (4) ＩＣＴを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

# 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業について

## 公募対象、事業規模、採択件数及び事業期間

### ○高等学校における特別支援教育充実事業

#### ア 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会

#### イ 事業規模（受託団体１件当たりの標準額）

５００万円を上限とする。

#### ウ 採択件数

４箇所（予定）

#### エ 事業期間

令和８年度から令和１０年度まで（３か年事業（予定））

# 高等学校における特別支援教育充実事業

## 趣旨および取組概要

本事業においては、高等学校に在籍する発達障害のある生徒への支援の充実のため、

- ・ 合理的配慮の提供に係る校内体制の整備や、
- ・ 進学・就労等の進路の希望も見据えた 関係機関との連携、
- ・ 通級による指導の質的・量的充実等

に関する実践研究を行い、高等学校における特別支援教育体制についてモデルを構築する。

# 高等学校における特別支援教育充実事業

## 本事業の取組内容

以下(1)～(3)に記載する項目の全てを含む研究を実施すること。

- (1) 高等学校における特別支援教育体制の整備等に関する実践と検証
- (2) 高等学校における特別支援教育体制の整備等に関する成果のまとめ  
と発信
- (3) その他 ((1)及び(2)以外の取組等)

# (I) 高等学校における特別支援教育体制の整備等に関する実践と検証

## ア 高等学校内の特別支援教育体制の整備

特別な教育的支援を必要とする生徒への支援に資する校内支援体制の在り方について、特に、以下のような観点を踏まえた実践・検証を行う。

〈観点〉

- 学校経営目標における特別支援教育の位置付け
- 特別支援教育に関する校内委員会の効果的な運営・機能強化
- 特別な教育的支援を必要とする子供たちを念頭においた学級全体での指導方法の工夫
- 障害の状態等を踏まえた指導内容や指導方法の工夫
- ICTの活用を含む基礎的環境整備の充実
- 合理的配慮の提供に係るプロセスや体制
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした関係教職員による組織的な連携の在り方

# (I) 高等学校における特別支援教育体制の整備等に関する実践と検証

## イ 高等教育機関・福祉関係機関・労働関係機関等との連携の在り方

学校の特色や生徒の希望等を踏まえた上で、高等学校と地域の関係機関（高等教育機関、就労先となり得る企業等、労働関係機関、福祉関係機関等）との効果的な連携の在り方について、実践・検証を行う。

## ウ 卒業後の進路先に対する情報の効果的な引継ぎ

高等学校と当該生徒の進路先（進学先や就職先等）との間において、卒業後における支援の円滑な接続という観点から、個別の教育支援計画等の活用による、合理的配慮の提供をはじめとした発達障害のある生徒等への支援に必要な情報の効果的な引継ぎの在り方について、実践・検証を行う。

# (I) 高等学校における特別支援教育体制の整備等に関する 実践と検証

## エ 通級による指導の充実の在り方

高等学校における通級による指導の充実の在り方について、特に、  
以下のような観点を踏まえた実践・検証を行う。

### 〈観点〉

- 管理職を含めた教員全体における特別支援教育に関する専門性向上
- 通級による指導担当教員の専門性向上・通級による指導を担当できる教員の育成
- 通級による指導担当教員と学級担任間における連携
- 通級による指導担当教員と特別支援教育コーディネーターとの連携
- 特別支援学校のセンター的機能の活用等、通級による指導の充実に向けた外部機関との連携

1

文部科学省委託事業の概要について

2

# 当事業で本県がめざす 成果について

3

研究実践校での取組について

説明の  
ながれ

# 文部科学省委託事業 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 高等学校における特別支援教育充実事業

## 背景

- 中学校特別支援学級卒業者の約6割が高等学校に進学する状況
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率は上昇したがその活用は不十分
- 小中学校で通級による指導を受ける児童生徒数が年々増加する一方、通級による指導を実施する県立高等学校は2校のみ（R5文部科学省調査時点は1校・最下位）
- 県立高等学校と関係機関との連携は担当者個人の経験・知識に依存
- 県内4地域で県立高等養護学校を中心とした地域のサポート・連携体制を構築

## 目標

すべての県立高等学校において、すべての教職員が生徒の障害やその特性を正しく理解し、一人ひとりの生徒が自分らしさを発揮しながら学校生活を送ることのできる体制の構築

- ① ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりの推進
- ② 特別支援教育コーディネーターを核とした学校全体での特別支援教育の体制構築
- ③ 適切な個別の支援の実施と個別の教育支援計画および個別の指導計画の活用推進
- ④ 卒業後を見据えた切れ目ない支援体制の構築
- ⑤ 通級による指導の充実

## 県教育委員会の取組

- ・研究実践校の指定・指導助言
- ・専門家を交えた企画会議の設置・運営
- ・先進事例の視察
- ・研究実践校へのICT端末支給
- ・研究実践校への専門家派遣による研修実施
- ・研究実践校の校内委員会・ケース会議への参画
- ・「湖東・東近江地域」における巡回指導による通級による指導の実施に向けた研究（ニーズ調査、専門家の派遣による研修実施、教育課程の変更に向けた指導助言等）
- ・成果のまとめと発信  
（高等学校特別支援教育研究協議会の開催、「県立高等学校における特別支援教育」リーフレットの作成、合理的配慮に係るリーフレット作成等）

## ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり

困難を抱えた生徒を含むすべての生徒が理解を深めることのできる授業づくりを行う。

〈取組内容〉

- ・全校でユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりの推進・先進事例の視察
- ・「ようなんゆにばあさる」チェックリストの改善・深化
- ・ICT活用を含む「基礎的環境整備チェックリスト」の作成
- ・働き・暮らし応援センター等との連携
- ・プレ通級の実施

## 見立てる力 向上プロジェクト

教員がアセスメント力を身につけ、一人ひとりの生徒の実態に応じた支援を立案することで、個別の指導計画の活用を促進する。

〈取組内容〉

- ・チェックリストの活用、行動観察、心理検査結果の活用等に係る研修実施
- ・通常の学級における個別の支援に着目した研究授業実施
- ・発達支援センター、大学学生支援室との連携
- ・プレ通級の実施と自校通級の実施に向けた検討

## 通級による指導 の質的充実

通級担当者を含むすべての教員の通級による指導に対する専門性向上を図る。

〈取組内容〉

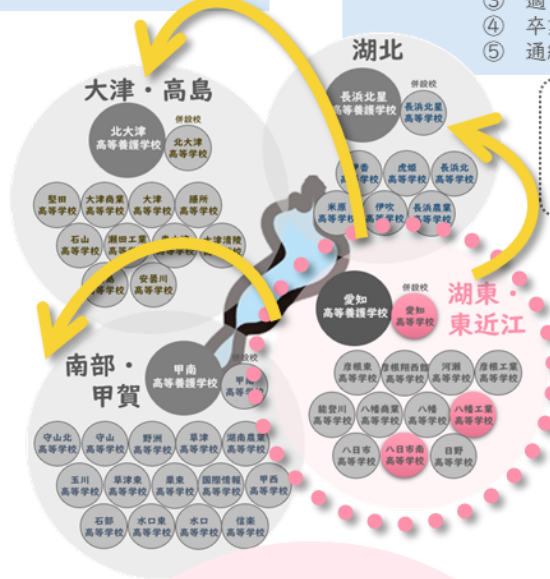
- ・通常の学級と通級による指導との連携促進（効率的な情報共有の方法検証、全教員の通級による指導への参画、通級による指導での取組の汎化等）
- ・通級指導支援員の配置
- ・授業のユニバーサルデザイン化チェックリストの活用による授業改善
- ・発達障害者ケアマネジメント支援機関との連携

## 卒業後の社会的自立 に向けた指導と支援

個別の教育支援計画等を活用した  
切れ目ない支援の実現

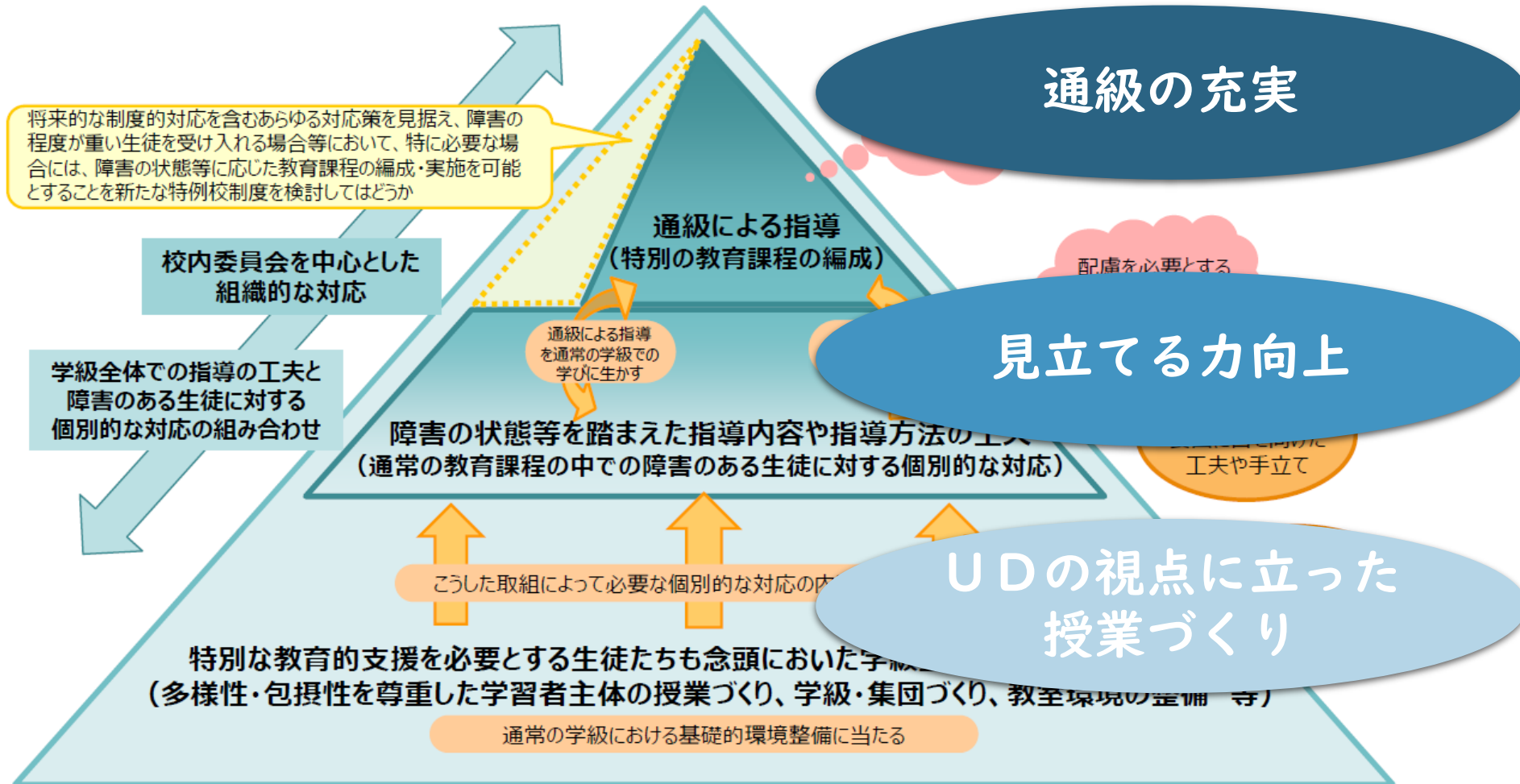


- ・高等養護学校と地域の高等学校の連携体制構築
  - ・全県立高等学校に対する高等養護学校による助言・援助活動
  - ・高等学校と高等養護学校の併設
- これらのこれまでの取組を活かした
- 地域内への取組の波及  
→ 全県へ展開
  - 巡回指導による通級による指導の実現



# 重層的な指導・支援のイメージ

## 高等学校における障害のある生徒の学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)



※通級による指導の対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

# 文部科学省委託事業 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 高等学校における特別支援教育充実事業

## 背景

- 中学校特別支援学級卒業者の約6割が高等学校に進学する状況
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率は上昇したがその活用は不十分
- 小中学校で通級による指導を受ける児童生徒数が年々増加する一方、通級による指導を実施する県立高等学校は2校のみ（R5文部科学省調査時点は1校・最下位）
- 県立高等学校と関係機関との連携は担当者個人の経験・知識に依存
- 県内4地域で県立高等養護学校を中心とした地域のサポート・連携体制を構築

## 目標

すべての県立高等学校において、すべての教職員が生徒の障害やその特性を正しく理解し、一人ひとりの生徒が自分らしさを発揮しながら学校生活を送ることのできる体制の構築

- ① ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりの推進
- ② 特別支援教育コーディネーターを核とした学校全体での特別支援教育の体制構築
- ③ 適切な個別の支援の実施と個別の教育支援計画および個別の指導計画の活用推進
- ④ 卒業後を見据えた切れ目ない支援体制の構築
- ⑤ 通級による指導の充実

## 県教育委員会の取組

- ・研究実践校の指定・指導助言
- ・専門家を交えた企画会議の設置・運営
- ・先進事例の視察
- ・研究実践校へのICT端末支給
- ・研究実践校への専門家派遣による研修実施
- ・研究実践校の校内委員会・ケース会議への参画
- ・「湖東・東近江地域」における巡回指導による通級による指導の実施に向けた研究（ニーズ調査、専門家の派遣による研修実施、教育課程の変更に向けた指導助言等）
- ・成果のまとめと発信  
（高等学校特別支援教育研究協議会の開催、「県立高等学校特別支援教育実践報告書」の作成、

## 八日市南

### ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり

困難を抱えた生徒を含むすべての生徒が理解を深めることのできる授業づくりを行う。

#### 〈取組内容〉

- ・全校でユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりの推進・先進事例の視察
- ・「ようなんゆにばあさる」チェックリストの改善・深化
- ・ICT活用を含む「基礎的環境整備チェックリスト」の作成
- ・働き・暮らし応援センター等との連携
- ・プレ通級の実施

## 八幡工業

### 見立てる力 向上プロジェクト

教員がアセスメント力を身につけ、一人ひとりの生徒の実態に応じた支援を立案することで、個別の指導計画の活用を促進する。

#### 〈取組内容〉

- ・チェックリストの活用、行動観察、心理検査結果の活用等に係る研修実施
- ・通常の学級における個別の支援に着目した研究授業実施
- ・発達支援センター、大学学生支援室との連携
- ・プレ通級の実施と自校通級の実施に向けた検討

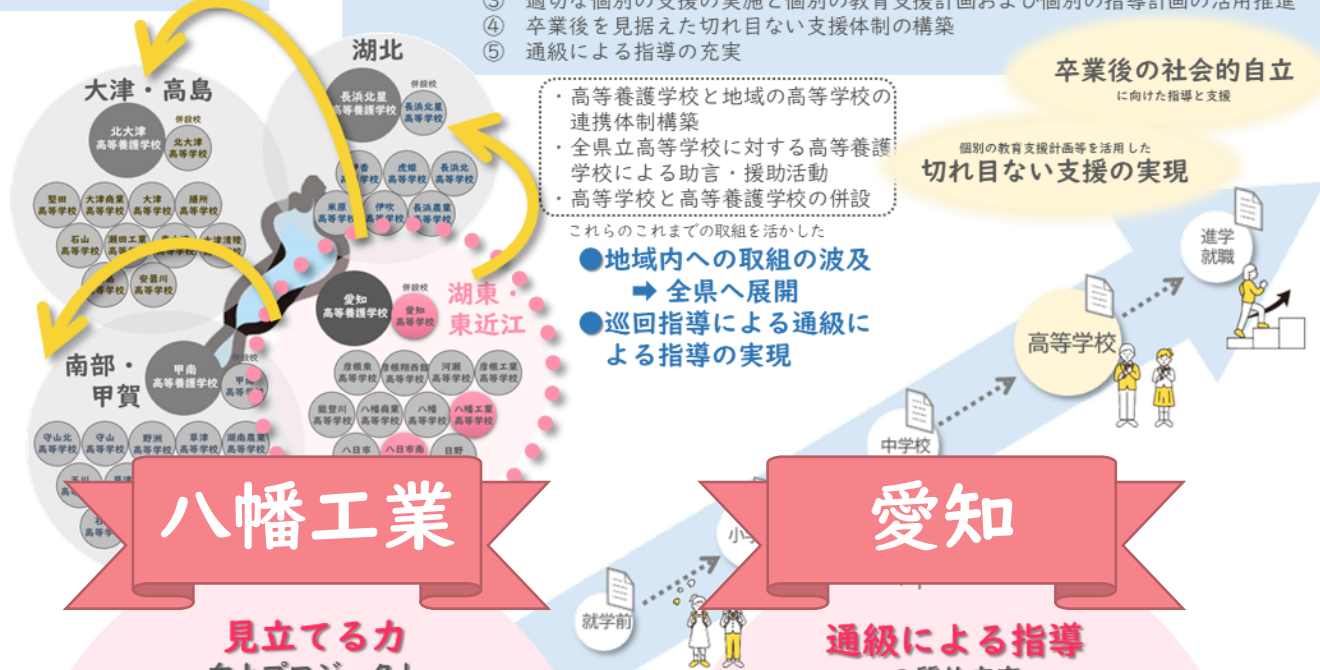
## 愛知

### 通級による指導 の質的充実

通級担当者を含むすべての教員の通級による指導に対する専門性向上を図る。

#### 〈取組内容〉

- ・通常の学級と通級による指導との連携促進（効率的な情報共有の方法検証、全教員の通級による指導への参画、通級による指導での取組の汎化等）
- ・通級指導支援員の配置
- ・授業のユニバーサルデザイン化チェックリストの活用による授業改善
- ・発達障害者ケアマネジメント支援機関との連携



# 事業目標

すべての県立高等学校において、すべての教職員が生徒の障害やその特性を正しく理解し、一人ひとりの生徒が自分らしさを発揮しながら学校生活を送ることのできる体制を構築する。

- ① ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりの推進
- ② 特別支援教育コーディネーターを核とした学校全体での特別支援教育の体制構築
- ③ 適切な個別の支援の実施と個別の教育支援計画および個別の指導計画の活用推進
- ④ 卒業後を見据えた切れ目ない支援体制の構築
- ⑤ 通級による指導の充実
- ⑥ それぞれの高等学校の実情に応じた特別支援教育実施体制の構築

# 本事業終了後の展望等について

本事業によって明確にした重層的な指導・支援の実現に必要な事項をすべての県立高等学校に共有し、自校生徒の教育的ニーズに応じたアプローチを各高等学校が選択し、自校にあった形に変化させながら特別支援教育に係る校内体制を充実させる。

- ① すべての生徒の学びの保障
- ② 適切な個別の教育的支援の実施および合理的配慮の提供
- ③ 巡回指導による通級による指導の実施

令和8年度  
第1回  
滋賀県特別支援教育  
支援委員会

ありがとうございました



Mother Lake  
Goals

滋賀県教育委員会事務局  
特別支援教育課

# 校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣 モデル事業

---

令和8年9月16日(水)  
特別支援教育教育課

# 校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣モデル事業

## 現状と課題

- 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒在籍割合が増加。学びにくさのある児童生徒への支援の充実が急務。  
〈小: 9.9%(H27)→15.5%(R7), 中: 7.7%(H27)→13.0%(R7)〉  
→全ての教師の指導力や専門性の向上が必要
- 個に応じた指導・支援を充実させるためには、その年度に担任した教員が行うだけでなく、校内で組織的、継続的に行うことが重要であり、各校での校内支援体制の構築や整備、活性化が推進される必要がある。

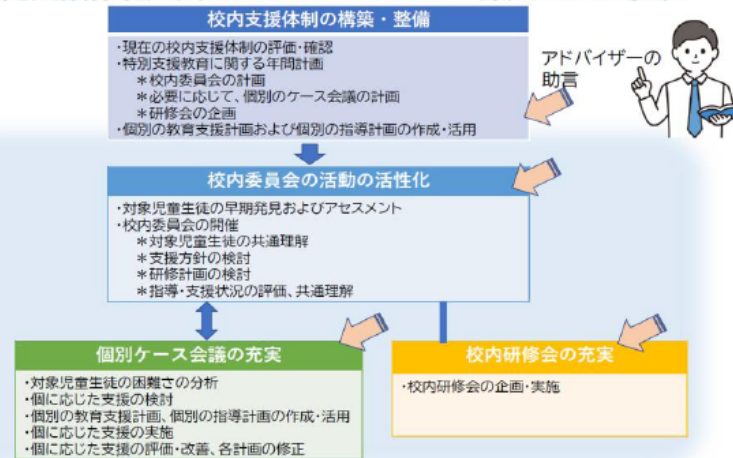
## 施策の方向性

- 通常の学級に在籍する発達障害等による学びにくさのある児童生徒の支援の継続、充実のために、校内で組織的に支援を行うことが重要。  
↓  
校内支援体制の構築や整備、校内委員会の活動の活性化  
↓  
校内支援体制の充実による「個別最適な学び」の推進

## 方向性を踏まえた施策の展開

## 校内支援体制の整備・充実の推進

### 校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣モデル事業



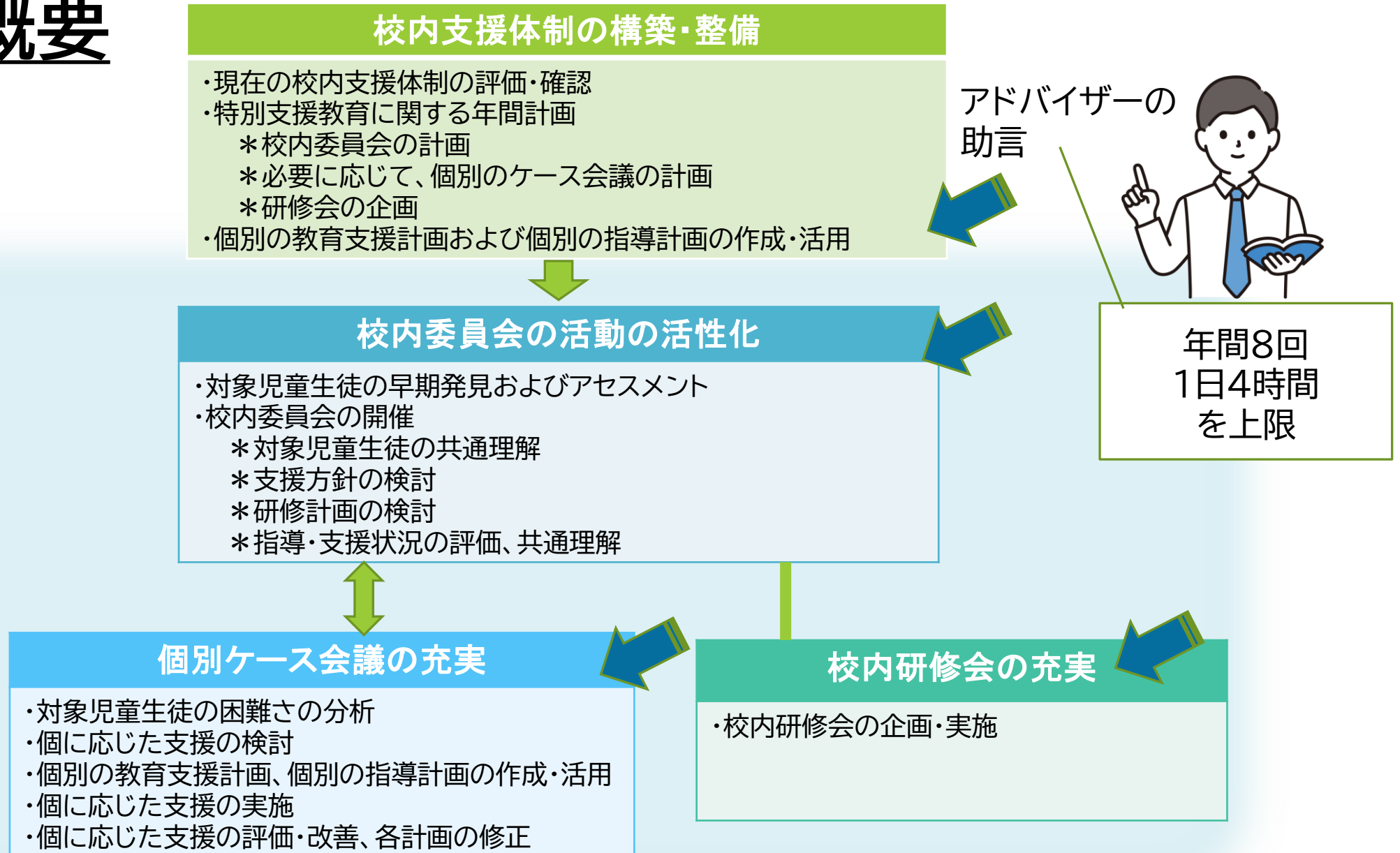
## 令和8年度の実施

- 発達障害支援アドバイザーを5市町(各市町1校)に年間8回以内で派遣する。
- 発達障害支援アドバイザーは、校内支援体制の整備、対象児童生徒に対するアセスメントや支援の検討、授業づくり等、校内委員会に助言を行い、校内支援体制の充実を図る。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に、発達障害支援アドバイザーの助言を活かして個別の指導計画を中心に置いた指導・支援の実践を校内体制で取り組むことで、個に応じた指導・支援の充実と、学校全体の特別支援教育の充実を図る。
- 対象校の取組を検証、市内、県内で共有し、校内支援体制モデルの普及、推進を図る。

## 目的

個に応じた組織的、継続的な指導・支援の充実と学校全体での特別支援教育の取組を推進するため、モデル地域にアドバイザーを派遣し、校内支援体制に関わる事項について助言を行うことで、校内支援体制の充実を図るとともに、県内各校への普及につなげる。

# 事業の概要



## モデル地域

大津市（大津市立雄琴小学校）

彦根市（彦根市立鳥居本小学校）

甲賀市（甲賀市立小原小学校）

高島市（高島市立マキノ東小学校）

日野町（日野町立日野小学校）

# 大津市の取組

派遣校 : 雄琴小学校

アドバイザー: 福井 芳彦 氏

めざす姿

- 校長のリーダーシップの下、インクルーシブ教育の進展に向けた校内支援体制の充実を図る。
- 児童生徒理解に基づいた、誰もが分かりやすいユニバーサルデザインを取り入れた授業を展開する。
- 児童生徒の困難さの背景理解に基づく指導・支援のスキルの向上を図る。

# 彦根市の取組

派遣校 : 鳥居本小学校

アドバイザー: 小西 喜朗 氏

めざす姿

- 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用し、PDCAサイクルで個別最適な学びが実現するよう支援を行う。
- 学校全体で人間関係づくりを深めるための学びを推進し、実践していく。
- 個々のケースにおけるアセスメント方法を学び、全教職員の特別支援教育に関する知識や理解を深める。

# 甲賀市の取組

派遣校 : 小原小学校

アドバイザー: 久郷 悟 氏

## めざす姿

- 義務教育段階で行った支援内容を適切に記録し、次の進路先へ確実に引き継ぐことにより、子どもたちが必要な合理的配慮を継続して受け、社会で自立するための「支援の基盤」を構築する。
- 教員が特別支援教育の視点に立ったアセスメントや支援方法について理解を深め、その知識や技能を校内で共有・活用できる体制づくりを進める。

# 高島市の取組

派遣校 : マキノ東小学校

アドバイザー: 福井 芳彦 氏

## めざす姿

- 特別支援教育コーディネーター・管理職が先頭に立ち、支援が必要な児童生徒をチームとして支援できるような校内体制を整える。
- 児童の教育的ニーズに合った支援が行き届くような個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・運用を進める。
- 特別支援学級担任の指導技術の向上、通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化を進める。

# 日野町の取組

派遣校 : 日野小学校  
アドバイザー: 井上 照美 氏

## めざす姿

- 全教職員のアセスメント力の向上、支援の具体策の共有による、個に応じた支援体制の整備を進める。
- 全教職員が特別支援教育の視点をもった授業実践を行うことにより、すべての子どもが授業に参加できる基礎的環境整備を推進する。
- 特別支援教育コーディネーターのコーディネート力の強化により、学級担任と特別支援学級担任等の連携体制を構築する。

# 校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣モデル事業

## 現状と課題

- 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒在籍割合が増加。学びにくさのある児童生徒への支援の充実が急務。  
〈小:9.9%(H27)→15.5%(R7), 中:7.7%(H27)→13.0%(R7)〉  
→全ての教師の指導力や専門性の向上が必要
- 個に応じた指導・支援を充実させるためには、その年度に担任した教員が行うだけでなく、校内で組織的、継続的に行うことが重要であり、各校での校内支援体制の構築や整備、活性化が推進される必要がある。

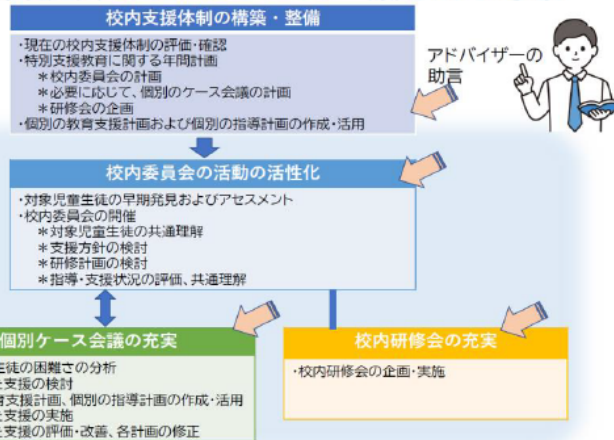
## 施策の方向性

- 通常の学級に在籍する発達障害等による学びにくさのある児童生徒の支援の継続、充実のために、校内で組織的に支援を行うことが重要。  
↓  
校内支援体制の構築や整備、校内委員会の活動の活性化  
↓  
校内支援体制の充実による「個別最適な学び」の推進

## 方向性を踏まえた施策の展開

### 校内支援体制の整備・充実の推進

#### 校内支援体制充実のためのアドバイザー派遣モデル事業



### 令和8年度取組

- 発達障害支援アドバイザーを5市町(各市町1校)に年間8回以内で派遣する。
- 発達障害支援アドバイザーは、校内支援体制の整備、対象児童生徒に対するアセスメントや支援の検討、授業づくり等、校内委員会に助言を行い、校内支援体制の充実を図る。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に、発達障害支援アドバイザーの助言を活かして個別の指導計画を中心に置いた指導・支援の実践を校内体制で取り組むことで、個に応じた指導・支援の充実と、学校全体の特別支援教育の充実を図る。
- 対象校の取組を検証、市内、県内で共有し、校内支援体制モデルの普及、推進を図る。

# 中学生段階における副籍の試行について

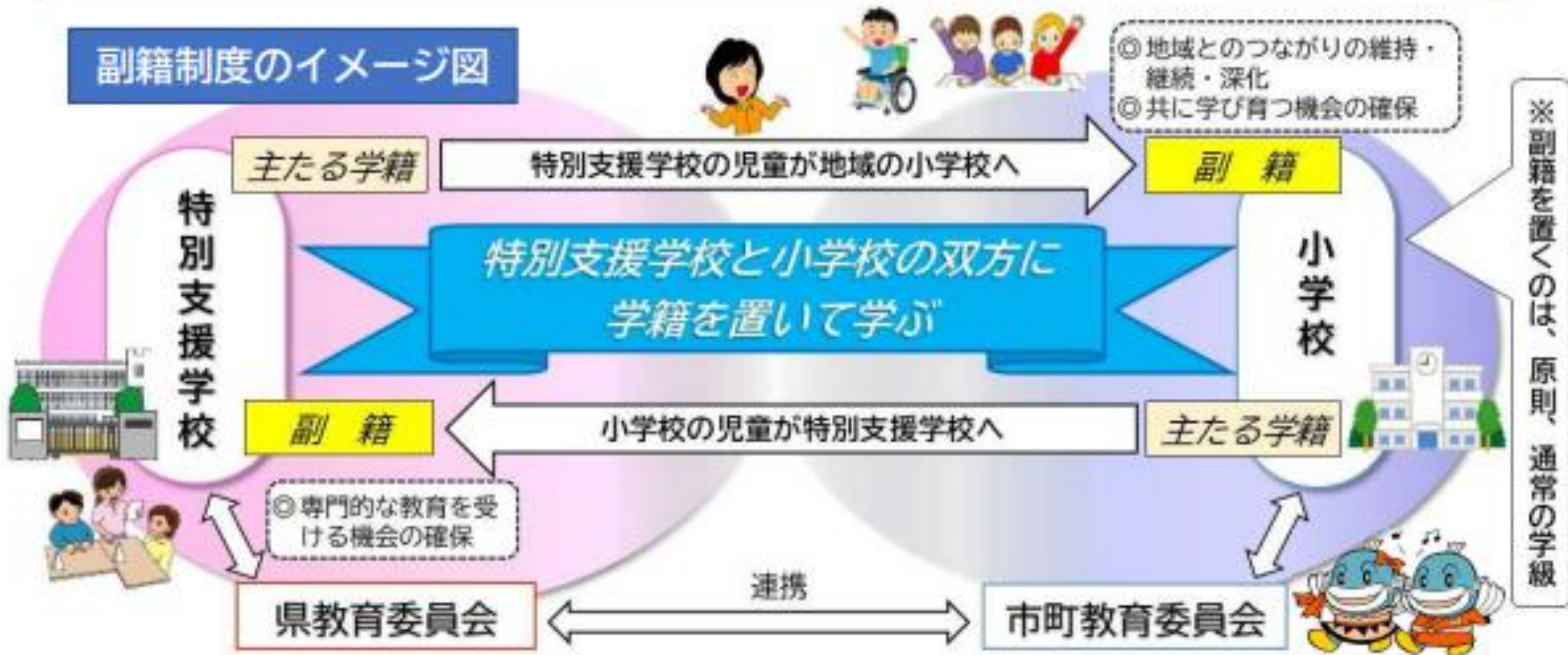
令和8年9月16日(水)



# 副籍（副次的な学籍）制度について

副籍制度とは、保護者からの申請により、障害のある児童が居住地を通学区域とする小学校（公立小学校および義務教育学校前期課程）と県立特別支援学校の双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための新たな仕組みです。

## 副籍制度のイメージ図



# 中学生段階の副籍実施に向けた試行方針について

## 目的

- 副籍による交流授業等の教育活動（以下「交流授業等」という。）は、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、様々な力をもつすべての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、互いに支え合いながら共に学ぶことで共生社会の実現を目指すことを目的とする。
- 障害のある児童生徒は、交流授業等を通して、同世代の児童生徒との関係を構築し、自立と社会参加に向けて地域とのつながりの維持・継続・深化を図るとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服することを目指す。
- 障害のない児童生徒は、互いを尊重し、支え合いながら生きる共生社会の形成者としての資質を高め、心のバリアフリーを育むことを目指す。また、双方の児童生徒だけでなく、教職員や保護者の障害に対する理解や相互理解が深まることで共生社会の実現を目指す。

趣旨：これまで小学生段階に限定していた実施形態を中学生段階に拡充することで、より一層居住地域とのつながりの維持・継続・深化を図る。また、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や、専門的な指導を受ける機会を確保する。

【第4期滋賀県教育振興基本計画】（計画期間：令和6年度～10年度）

## 5 主な施策 柱Ⅱ 学びの基盤を支える

### (3) 多様な教育ニーズに対応する

#### ① 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進

「この子らを世の光に」の考えに基づく社会的包摂の観点を踏まえながら、「**地域で共に生きていくための力を育てる**」を基本的な考え方として、障害のある子どもの教育の充実を図るとともに、**障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うインクルーシブ教育システムの構築**に向けた取組を推進します。

## 主な取組

### ii 多様な学びの機会の確保

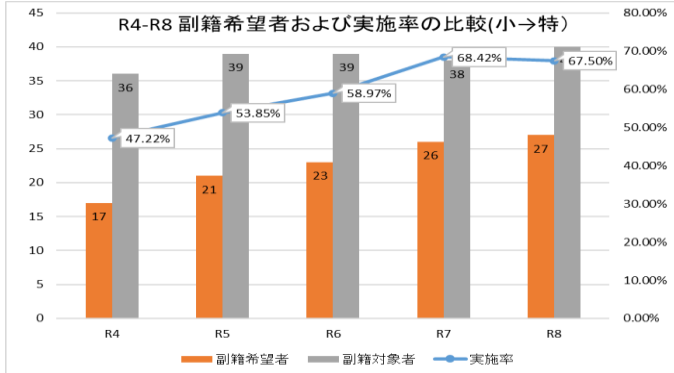
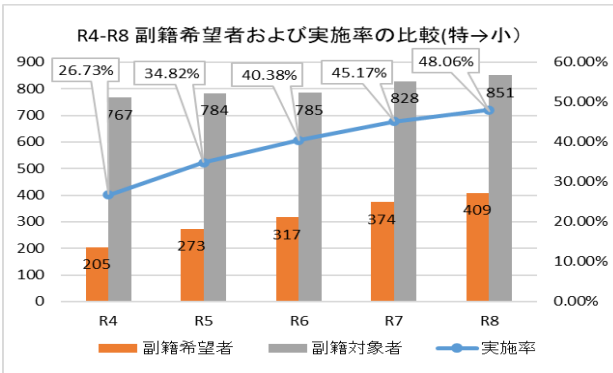
障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を充実するため、**副籍制度**の推進、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びを進めます。また、多様な障害の状態や特性、医療的ケアを必要とする子どもへの対応など、**障害のある子どもの教育的ニーズに対応できる体制づくり**や、**学校間連携を推進**します。

### v 特別支援教育の実施体制の確保

県立特別支援学校が**地域の多様な学びの場**における特別支援教育の推進・充実にけん引するセンターとなるよう、その専門性を高め、関係機関との連携を推進しながらセンター的機能を発揮します。

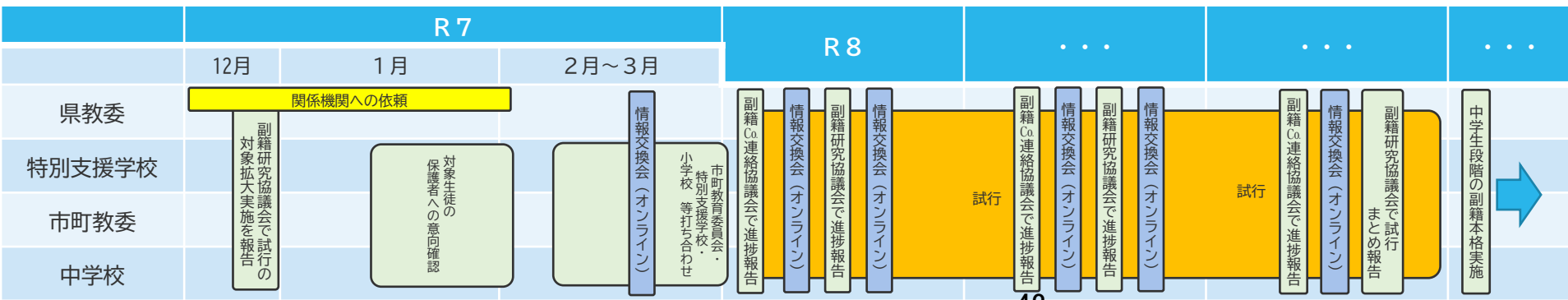
## これまでの取組の成果

- 令和4年度より制度化し4年目を迎えた。希望者数は年々増加し、特別支援学校に主たる学籍を置き地域の小学校に副籍を置く児童については、令和4年度は205名だったが、令和7年度においては373名が副籍を実施している。小学校に主たる学籍を置き、特別支援学校に副籍を置く児童は、令和4年度の17名から令和7年度においては26名へと増加の一途をたどっている。このことから副籍の取組への期待が窺える。
- 成果としては、直接交流を重ねることで地域生活の中でも声をかけられたり、地域の行事に参加するなど、地域とのつながりが増えてきている。また、特別支援学校教員が小学校教員と共に教材研究を行うなど、副籍校と在籍校の連携も深まってきている。小学校に主たる学籍を置き、特別支援学校に副籍を置く児童にとっては、自立活動等の専門的な教育を受ける機会の確保ができた。また、小学校教員にとっても在籍校での取組にいかすことができるなど、小学校教員の特別支援教育の専門性の向上にもつながっている。



## 中学生段階で副籍を実施するための検証事項

- 研究段階での懸念事項
  - ・ 中学部と中学校の教育課程のすり合わせが難しい
  - ・ 教科担任制で部活動の指導もあり、小学校に比べてきめ細かな連携がとりにくい
- 検証すべき課題
  - ・ 教育課程のすり合わせについて
  - ・ 引率体制の確保、事前・事後学習に対する対応
  - ・ 教科用図書について
  - ・ 直接交流の回数
  - ・ 間接交流について



## 試行期間中の本格実施に向けての取組

- ・ 試行実施関係機関と年間2回の情報交換会を実施  
オンライン：（10月頃、2月頃）
- ・ 副籍研究協議会で進捗を報告（毎年12月下旬）
- ・ 副籍コーディネーター連絡協議会で進捗を報告  
（毎年5月中旬）
- ・ 中学生段階で副籍を実施する中での成果の共有、  
課題の整理、改善点等の共有を行う。

# 中学生段階における副籍の試行実施市町および実施校

## 【特別支援学校に主たる学籍を置き、地域の中学校に副籍を置く場合】

|        |  | 主たる学籍を置く学校（特別支援学校） | 副籍校（中学校）                                |
|--------|--|--------------------|-----------------------------------------|
| 令和7年度～ |  | 県立長浜養護学校           | 米原市立伊吹山中学校                              |
|        |  | 県立八日市養護学校          | 東近江市立玉園中学校                              |
| 令和8年度～ |  | 県立草津養護学校           | 草津市立老上中学校（2名）<br>草津市立草津中学校<br>草津市立高穂中学校 |
|        |  | 県立新旭養護学校           | 高島市立高島中学校                               |
|        |  | 県立甲良養護学校           | 彦根市立彦根中学校<br>彦根市立稲枝中学校                  |

## 【中学校に主たる学籍を置き、特別支援学校に副籍を置く場合】

|        |  | 主たる学籍を置く学校（中学校） | 副籍校（特別支援学校） |
|--------|--|-----------------|-------------|
| 令和7年度～ |  | 守山市立守山中学校       | 県立野洲養護学校    |
|        |  | 日野町立日野中学校       | 県立聾話学校      |

# 【中学生段階（試行）】（成果と課題） ～令和7年度副籍実施状況報告書より～

## 【特別支援学校生徒が中学校に副籍を置く場合】（成果と課題）

（事例） 県立八日市養護学校➡東近江市立玉園中学校

### 【成果】

#### 副籍生徒

- ・ 副籍校では国語（書写）の授業を受け、中学校の授業の雰囲気や中学校の生徒が真剣に取り組む様子を見て、集中して学習に向かった。
- ・ 小学部からの継続で、副籍校に顔見知りの生徒もいたため緊張もすぐ和らぎ、楽しく活動（ボッチャ）に向かうことができた。

#### 副籍校（中学校）の生徒

- ・ 小学校からの継続で、当該生徒のことを覚えていて交流を楽しみにしており、自ら声をかける姿があった。事後アンケートに次回への期待や関わり方で工夫したことを記載し、副籍生徒のことを理解しようとする様子があった。



### 【課題】

- ・ 中学校は教科担任制のため、学級担任だけではなく、教科担当教員とも打合せが必要となり、業務が小学校段階よりも多くなってしまう。
- ・ 交流内容の設定について、中学校と特別支援学校の教育課程に違いがあるため、教科設定や学習目標を確認していくことに綿密な連携が必要となる。

# 【中学生段階（試行）】（成果と課題） ～令和7年度副籍実施状況報告書より～

## 【中学校生徒が特別支援学校に副籍を置く場合】（成果と課題）

（事例）守山市立守山中学校➡県立野洲養護学校

### 【成果】

副籍生徒

- ・ 小学校からの継続で交流当日を楽しみにしており「自己紹介」に向けて得意なICTを活用した取組をすることで、工夫やスキルを高めることができた。
- ・ 同じ障害のある仲間がいるという体験や自分の体について考える機会となった。



副籍校（特別支援学校）の生徒

- ・ 交流を楽しみにしており、休み時間も共に過ごすことができた。地域の中学校に通う友だちと関係が広まった。

### 【課題】

- ・ 教員の担当教科や部活動の指導、中学校の行事等について日程調整をすることや、看護師の引率が必要な場合の調整などに工夫が必要となる。
- ・ 障害の種別は同じでも、発達段階が異なると学習内容の設定について工夫が必要となる。

# まとめ

## 【検証すべき課題】

- ①副籍交流の実施にあたり、教科や学習内容の検討および教育課程のすり合わせについて
- ②両校の教員間での打合せする時間の調整や引率体制の確保について
- ③中学校教員の副籍交流に対する理解促進について（市町教育委員会との連携・協力も含む）

# 本県のインクルーシブ教育システムの 構築を推進するために

令和8年9月16日(水)  
特 別 支 援 教 育 課

# 令和8年度の特別支援教育課の主な事業

## 【社会的・職業的自立】

○社会的・職業的自立  
に向けた職業教育の  
充実

多様な学びの場づくり + 学びの場の柔軟な選択

学びの連続性

交流及び共同学習

## 【インクルーシブ教育システムの構築】

○教員の専門性の向上

○多様な学びの場としての教育環境の整備

### 特別支援学校

卒業後の社会的・職業的自立をめざした  
就労意欲の向上と就職率の向上

#### ★ 職業的自立と社会参加をめざした 職業教育充実事業

##### ①しがごと検定

・目標を持ち就職をめざす  
生徒の育成

##### ②しがごと応援団

・学校と企業が一体となった  
職業教育の推進

##### ④就労アドバイザー

・実習先や就職先の  
拡大  
・①、②の充実



##### ③自分らしい生き方を育むキャリア教育事業

・早期の段階から社会的・職業的自立に向けて必要な  
資質・能力を育むキャリア教育の充実を図る。  
・様々な活動を通して地域住民の方と交流し、役割を  
担い、社会の一員として自己肯定感を高め、自分  
らしい生き方を表現できる力を育む。

##### ○ 高等部卒業生の就職率

R5 滋賀県 16.0% 全国 19.4% 滋賀県基準 26.1%

R6 滋賀県 11.9% 全国 18.9% 滋賀県基準 23.8%

※R1から、就職者の定義変更(文科省)

##### ○ 高等部卒業生の就職実現率(就職者/就職希望者)

R3:87.5% R4:91.1% R5:87.6% R6:90.7%

### 【教育環境整備】

計画的な教育環境整備を行  
い、学びの基盤を確かなもの  
とする。

・大規模化対策:野洲養護学校およ  
び草津養護学校の大規模化解消  
のために分離新設  
・狭小化対策:北大津養護学校の  
増築  
・老朽化対策:上記以外の学校に  
対して必要な修繕等を実施

高等  
養護学校

高等部  
分教室

副籍  
(副次的  
な学籍)  
制度

センター的  
機能の発揮

分教室  
(小・中学部)

設置に向けた  
研究

高等学校等における特別な支援を要する生徒への指導力向上と支援の充実

#### ★ 高等学校等特別支援教育推進事業

##### ①特別支援教育支援員の配置

・発達障害等のある生徒 実習授業時の安全確保などの学習支援  
・肢体不自由等のある生徒 移動や食事排泄等の介助などの生活介助

##### ②特別支援教育巡回指導員等の派遣

・指導員による継続的な指導助言 → 教員の専門性向上、個別の指導計画等の作成・活用促進  
・臨床心理士等の専門家の活用

##### ③ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりに係る研究

##### ④見立てる力向上プロジェクト

#### ★ 高等学校等特別支援教育体制整備事業

##### ①「高等学校等特別支援教育研究協議会」の設置

・地域の高等学校等における特別支援教育の課題解決を図る

##### ②「高等学校等特別支援教育サポートチーム」の設置

・高等養護学校による地域の高等学校等への相談・助言、通級指導のサポート等体制整備の推進

### 高等学校等

義務教育段階における地域での学びの場の充実

### 小学校・中学校

#### ★ 「地域で学ぶ」支援体制強化事業

合理的配慮コーディネーター・  
看護職員配置事業

##### ①「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金

##### ②望ましい就学に関する支援の推進(就学相談関係者研修会)

##### ③市町との共同研究の推進(分教室)

#### ★ 特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業

##### ①発達障害支援アドバイザーの市町特別支援教育研修会等への派遣

##### ②特別支援の視点に立った「個別最適な学び」に係るワークショップの開催

→ 個別の指導計画を中心に置いた教科指導の実践方法や、ICT機器等を活用した一人ひとりに  
合った支援の方法の普及

#### ☆ 通級による指導の充実

○義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合

滋賀県 R7: 1.19%

○通常の学級における発達障害のある小中学校児童生徒の在籍割合

滋賀県 R7: 14.61%

#### ★ 「地域で学ぶ」支援体制強化事業 (再掲)

##### ②望ましい就学に関する支援の推進(就学相談関係者研修会)

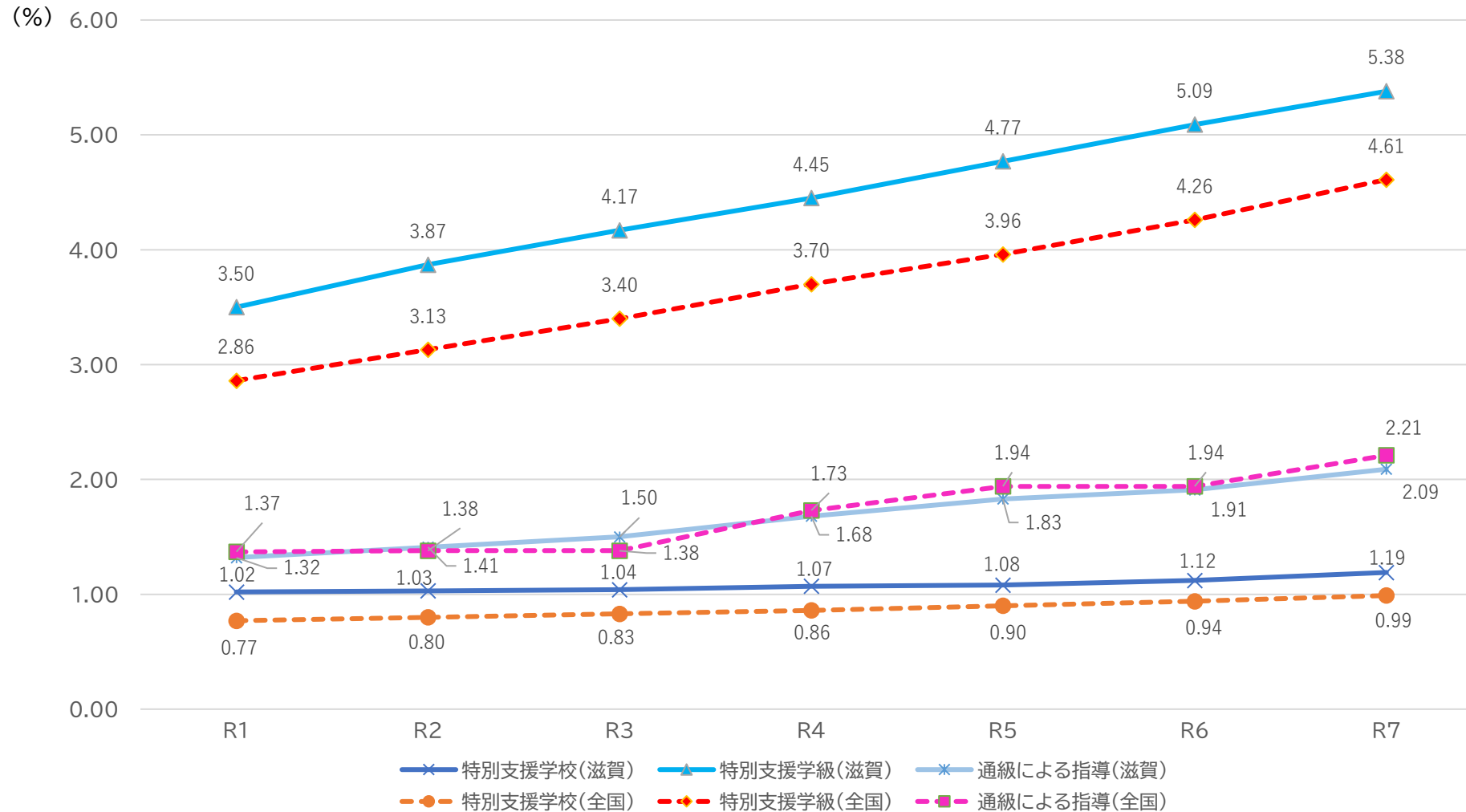
幼稚園・こども園・保育所

小学校、中学校、高等学校における個別の教育支援計画および  
個別の指導計画活用率の向上をめざす

# 本県のインクルーシブ教育システムの構築に関わる状況

## 各学びの場における在籍割合の推移(義務教育段階)

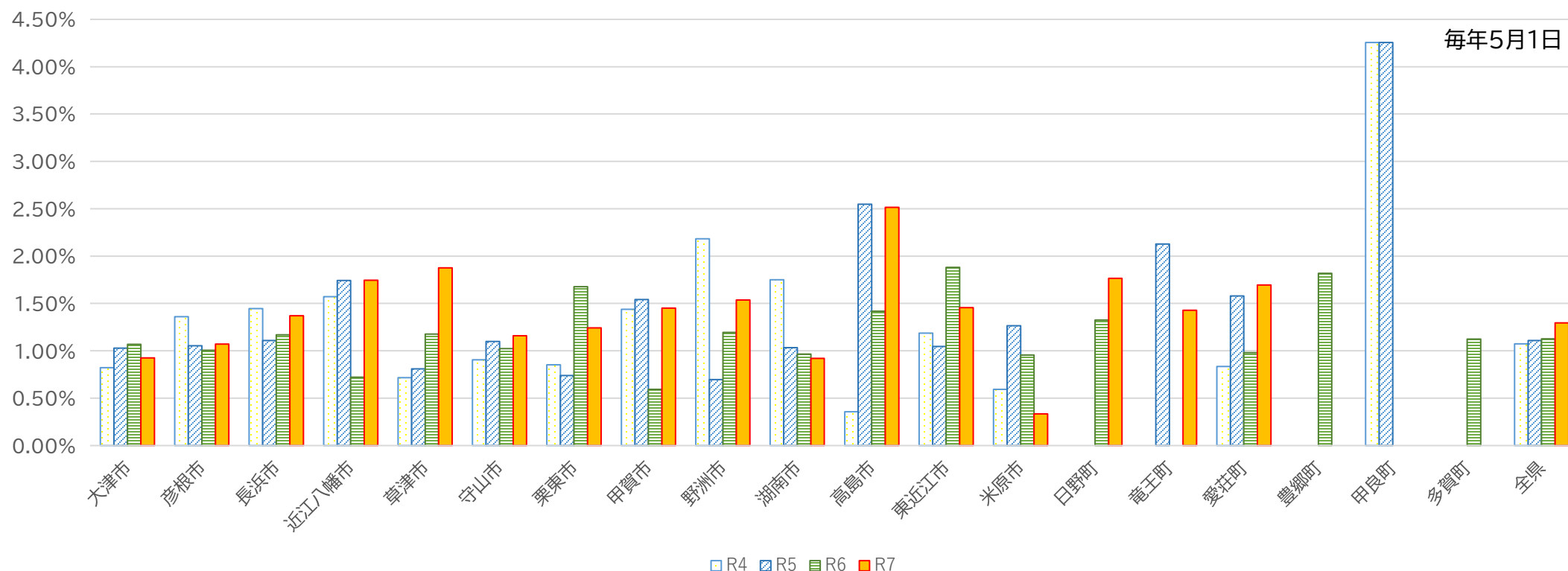
全国と同様に、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の在籍割合は増加傾向にある。  
しかし、特別支援学校、特別支援学級の在籍割合は、全国に比べて本県の割合の方が高い。  
通級による指導の対象となっている児童生徒の割合は、近年全国の方が高い。



# 本県のインクルーシブ教育システムの構築に関わる状況

## 近年の市町別特別支援学校入学(小学部1年生)の割合

本県の特別支援学校入学の割合は増加の傾向にある。  
市町ごとの状況をみると状況にはばらつきがある。

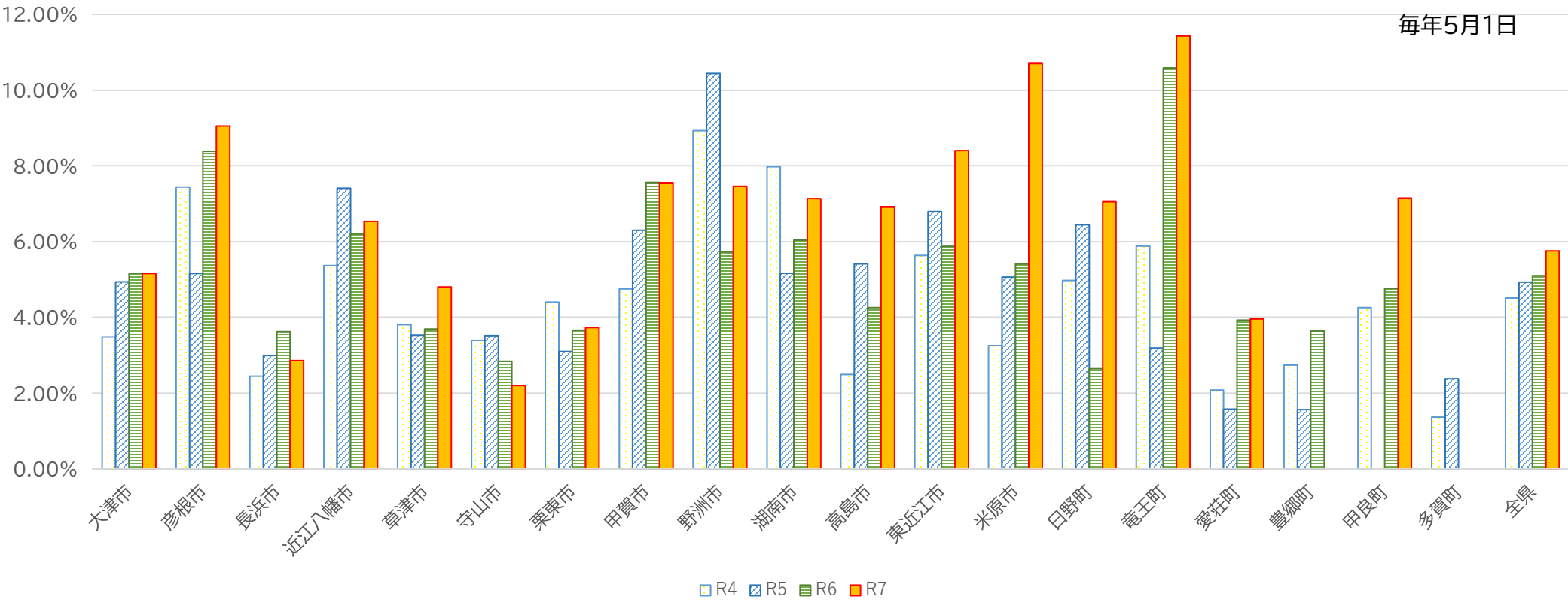


|    | 大津市   | 彦根市   | 長浜市   | 近江八幡市 | 草津市   | 守山市   | 栗東市   | 甲賀市   | 野洲市   | 湖南市   | 高島市   | 東近江市  | 米原市   | 日野町   | 竜王町   | 愛荘町   | 豊郷町   | 甲良町   | 多賀町   | 全県    |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| R4 | 0.82% | 1.36% | 1.45% | 1.57% | 0.72% | 0.91% | 0.85% | 1.44% | 2.18% | 1.75% | 0.36% | 1.19% | 0.59% | 0.00% | 0.00% | 0.83% | 0.00% | 4.26% | 0.00% | 1.07% |
| R5 | 1.03% | 1.05% | 1.11% | 1.74% | 0.81% | 1.10% | 0.74% | 1.54% | 0.70% | 1.03% | 2.55% | 1.05% | 1.27% | 0.00% | 2.13% | 1.58% | 0.00% | 4.26% | 0.00% | 1.11% |
| R6 | 1.07% | 1.01% | 1.17% | 0.72% | 1.18% | 1.02% | 1.68% | 0.59% | 1.19% | 0.97% | 1.42% | 1.88% | 0.96% | 1.32% | 0.00% | 0.98% | 1.82% | 0.00% | 1.12% | 1.13% |
| R7 | 0.92% | 1.07% | 1.37% | 1.74% | 1.88% | 1.16% | 1.24% | 1.45% | 1.54% | 0.92% | 2.52% | 1.46% | 0.33% | 1.76% | 1.43% | 1.69% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 1.29% |

# 本県のインクルーシブ教育システムの構築に関わる状況

## 近年の市町別入学時特別支援学級在籍(小学1年生)の割合

本県の特別支援学級在籍の割合は増加の傾向にある。  
市町ごとの状況をみると状況にはばらつきがあり、市町間の差も大きい。



|    | 大津市   | 彦根市   | 長浜市   | 近江八幡市 | 草津市   | 守山市   | 栗東市   | 甲賀市   | 野洲市    | 湖南市   | 高島市   | 東近江市  | 米原市    | 日野町   | 竜王町    | 愛荘町   | 豊郷町   | 甲良町   | 多賀町   | 全県    |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| R4 | 3.49% | 7.43% | 2.45% | 5.37% | 3.80% | 3.40% | 4.40% | 4.75% | 8.93%  | 7.98% | 2.49% | 5.64% | 3.25%  | 4.97% | 5.88%  | 2.08% | 2.74% | 4.26% | 1.37% | 4.51% |
| R5 | 4.93% | 5.16% | 2.99% | 7.40% | 3.53% | 3.52% | 3.10% | 6.30% | 10.44% | 5.17% | 5.41% | 6.80% | 5.06%  | 6.45% | 3.19%  | 1.58% | 1.56% | 0.00% | 2.38% | 4.93% |
| R6 | 5.16% | 8.38% | 3.62% | 6.20% | 3.69% | 2.84% | 3.66% | 7.56% | 5.73%  | 6.04% | 4.26% | 5.88% | 5.41%  | 2.65% | 10.59% | 3.92% | 3.64% | 4.76% | 0.00% | 5.10% |
| R7 | 5.16% | 9.05% | 2.86% | 6.54% | 4.80% | 2.20% | 3.73% | 7.55% | 7.46%  | 7.13% | 6.92% | 8.40% | 10.70% | 7.06% | 11.43% | 3.95% | 0.00% | 7.14% | 0.00% | 5.76% |

# 本県のインクルーシブ教育システムの構築に関わる状況

(参考:スライド4、5)近年の市町別特別支援学校入学・特別支援学級入級の割合(小学1年生)

R4市町別特別支援学校入学・特別支援学級入級の割合

|       | 小学校      |         |         |          |          |
|-------|----------|---------|---------|----------|----------|
|       | 全小1年齢児童数 | 特支学校入学数 | 特支学級入学数 | 特支学校入学割合 | 特支学級入級割合 |
| 大津市   | 3,039    | 25      | 106     | 0.82%    | 3.49%    |
| 彦根市   | 955      | 13      | 71      | 1.36%    | 7.43%    |
| 長浜市   | 899      | 13      | 22      | 1.45%    | 2.45%    |
| 近江八幡市 | 764      | 12      | 41      | 1.57%    | 5.37%    |
| 草津市   | 1,394    | 10      | 53      | 0.72%    | 3.80%    |
| 守山市   | 883      | 8       | 30      | 0.91%    | 3.40%    |
| 栗東市   | 704      | 6       | 31      | 0.85%    | 4.40%    |
| 甲賀市   | 695      | 10      | 33      | 1.44%    | 4.75%    |
| 野洲市   | 504      | 11      | 45      | 2.18%    | 8.93%    |
| 湖南市   | 514      | 9       | 41      | 1.75%    | 7.98%    |
| 高島市   | 281      | 1       | 7       | 0.36%    | 2.49%    |
| 東近江市  | 1,011    | 12      | 57      | 1.19%    | 5.64%    |
| 米原市   | 338      | 2       | 11      | 0.59%    | 3.25%    |
| 日野町   | 181      | 0       | 9       | 0.00%    | 4.97%    |
| 竜王町   | 85       | 0       | 5       | 0.00%    | 5.88%    |
| 愛荘町   | 240      | 2       | 5       | 0.83%    | 2.08%    |
| 豊郷町   | 73       | 0       | 2       | 0.00%    | 2.74%    |
| 甲良町   | 47       | 2       | 2       | 4.26%    | 4.26%    |
| 多賀町   | 73       | 0       | 1       | 0.00%    | 1.37%    |
| 全体    | 12,680   | 136     | 572     | 1.07%    | 4.51%    |

R5市町別特別支援学校入学・特別支援学級入級の割合

|       | 小学校      |         |         |          |          |
|-------|----------|---------|---------|----------|----------|
|       | 全小1年齢児童数 | 特支学校入学数 | 特支学級入学数 | 特支学校入学割合 | 特支学級入級割合 |
| 大津市   | 2,918    | 30      | 144     | 1.03%    | 4.93%    |
| 彦根市   | 950      | 10      | 49      | 1.05%    | 5.16%    |
| 長浜市   | 902      | 10      | 27      | 1.11%    | 2.99%    |
| 近江八幡市 | 689      | 12      | 51      | 1.74%    | 7.40%    |
| 草津市   | 1,359    | 11      | 48      | 0.81%    | 3.53%    |
| 守山市   | 910      | 10      | 32      | 1.10%    | 3.52%    |
| 栗東市   | 677      | 5       | 21      | 0.74%    | 3.10%    |
| 甲賀市   | 714      | 11      | 45      | 1.54%    | 6.30%    |
| 野洲市   | 431      | 3       | 45      | 0.70%    | 10.44%   |
| 湖南市   | 484      | 5       | 25      | 1.03%    | 5.17%    |
| 高島市   | 314      | 8       | 17      | 2.55%    | 5.41%    |
| 東近江市  | 956      | 10      | 65      | 1.05%    | 6.80%    |
| 米原市   | 316      | 4       | 16      | 1.27%    | 5.06%    |
| 日野町   | 155      | 0       | 10      | 0.00%    | 6.45%    |
| 竜王町   | 94       | 2       | 3       | 2.13%    | 3.19%    |
| 愛荘町   | 190      | 3       | 3       | 1.58%    | 1.58%    |
| 豊郷町   | 64       | 0       | 1       | 0.00%    | 1.56%    |
| 甲良町   | 47       | 2       | 0       | 4.26%    | 0.00%    |
| 多賀町   | 84       | 0       | 2       | 0.00%    | 2.38%    |
| 全体    | 12,254   | 136     | 604     | 1.11%    | 4.93%    |

R6市町別特別支援学校入学・特別支援学級入級の割合

|       | 小学校      |         |         |          |          |
|-------|----------|---------|---------|----------|----------|
|       | 全小1年齢児童数 | 特支学校入学数 | 特支学級入学数 | 特支学校入学割合 | 特支学級入級割合 |
| 大津市   | 2,808    | 30      | 145     | 1.07%    | 5.16%    |
| 彦根市   | 895      | 9       | 75      | 1.01%    | 8.38%    |
| 長浜市   | 856      | 10      | 31      | 1.17%    | 3.62%    |
| 近江八幡市 | 693      | 5       | 43      | 0.72%    | 6.20%    |
| 草津市   | 1,274    | 15      | 47      | 1.18%    | 3.69%    |
| 守山市   | 880      | 9       | 25      | 1.02%    | 2.84%    |
| 栗東市   | 656      | 11      | 24      | 1.68%    | 3.66%    |
| 甲賀市   | 675      | 4       | 51      | 0.59%    | 7.56%    |
| 野洲市   | 419      | 5       | 24      | 1.19%    | 5.73%    |
| 湖南市   | 414      | 4       | 25      | 0.97%    | 6.04%    |
| 高島市   | 282      | 4       | 12      | 1.42%    | 4.26%    |
| 東近江市  | 851      | 16      | 50      | 1.88%    | 5.88%    |
| 米原市   | 314      | 3       | 17      | 0.96%    | 5.41%    |
| 日野町   | 151      | 2       | 4       | 1.32%    | 2.65%    |
| 竜王町   | 85       | 0       | 9       | 0.00%    | 10.59%   |
| 愛荘町   | 204      | 2       | 8       | 0.98%    | 3.92%    |
| 豊郷町   | 55       | 1       | 2       | 1.82%    | 3.64%    |
| 甲良町   | 42       | 0       | 2       | 0.00%    | 4.76%    |
| 多賀町   | 89       | 1       | 0       | 1.12%    | 0.00%    |
| 全体    | 11,643   | 131     | 594     | 1.13%    | 5.10%    |

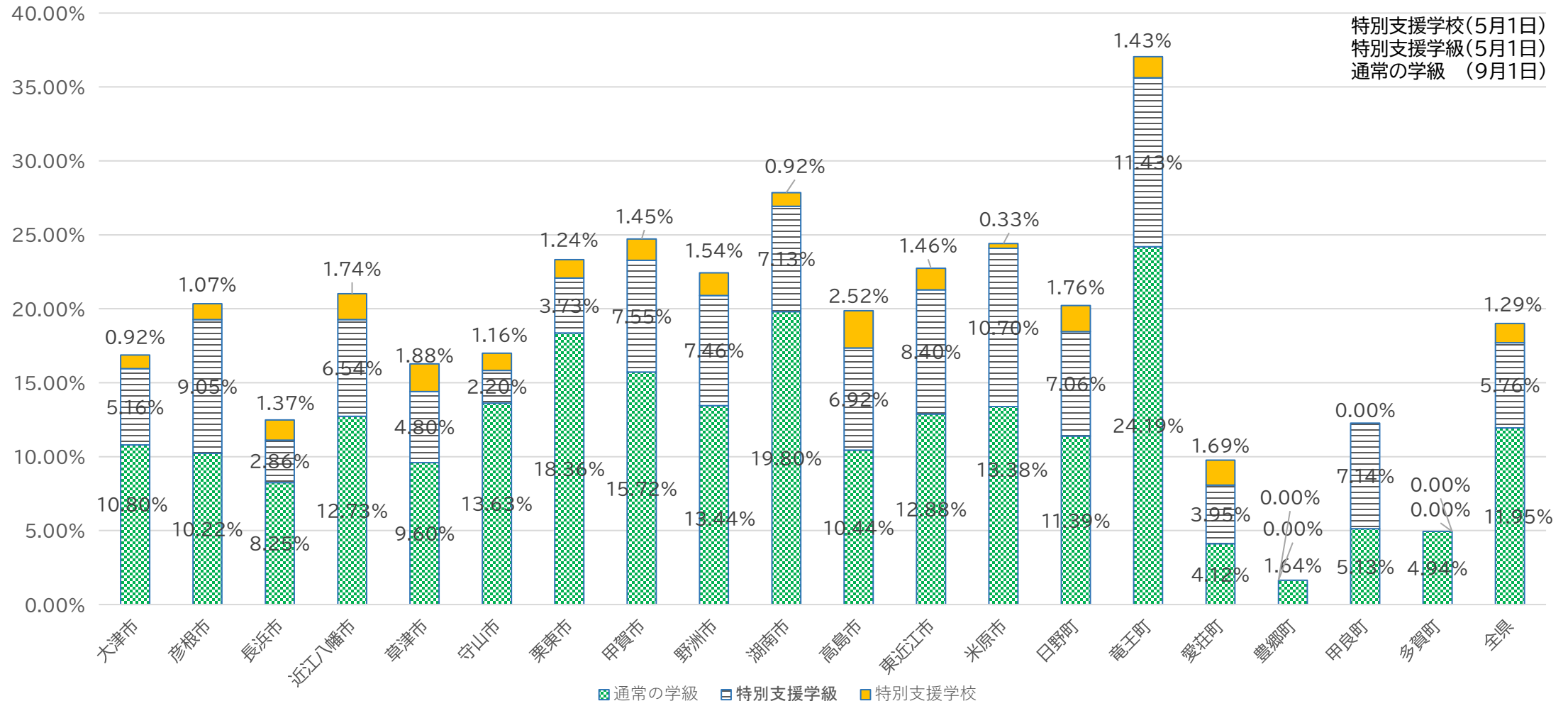
R7市町別特別支援学校入学・特別支援学級入級の割合

|       | 小学校      |         |         |          |          |
|-------|----------|---------|---------|----------|----------|
|       | 全小1年齢児童数 | 特支学校入学数 | 特支学級入学数 | 特支学校入学割合 | 特支学級入級割合 |
| 大津市   | 2,812    | 26      | 145     | 0.92%    | 5.16%    |
| 彦根市   | 840      | 9       | 76      | 1.07%    | 9.05%    |
| 長浜市   | 803      | 11      | 23      | 1.37%    | 2.86%    |
| 近江八幡市 | 688      | 12      | 45      | 1.74%    | 6.54%    |
| 草津市   | 1,332    | 25      | 64      | 1.88%    | 4.80%    |
| 守山市   | 862      | 10      | 19      | 1.16%    | 2.20%    |
| 栗東市   | 644      | 8       | 24      | 1.24%    | 3.73%    |
| 甲賀市   | 689      | 10      | 52      | 1.45%    | 7.55%    |
| 野洲市   | 456      | 7       | 34      | 1.54%    | 7.46%    |
| 湖南市   | 435      | 4       | 31      | 0.92%    | 7.13%    |
| 高島市   | 318      | 8       | 22      | 2.52%    | 6.92%    |
| 東近江市  | 893      | 13      | 75      | 1.46%    | 8.40%    |
| 米原市   | 299      | 1       | 32      | 0.33%    | 10.70%   |
| 日野町   | 170      | 3       | 12      | 1.76%    | 7.06%    |
| 竜王町   | 70       | 1       | 8       | 1.43%    | 11.43%   |
| 愛荘町   | 177      | 3       | 7       | 1.69%    | 3.95%    |
| 豊郷町   | 62       | 0       | 0       | 0.00%    | 0.00%    |
| 甲良町   | 42       | 0       | 3       | 0.00%    | 7.14%    |
| 多賀町   | 81       | 0       | 0       | 0.00%    | 0.00%    |
| 全体    | 11,673   | 151     | 672     | 1.29%    | 5.76%    |

# 本県のインクルーシブ教育システムの構築に関わる状況

## 令和7年度 各市町における特別な教育的支援が必要な小学1年生の割合

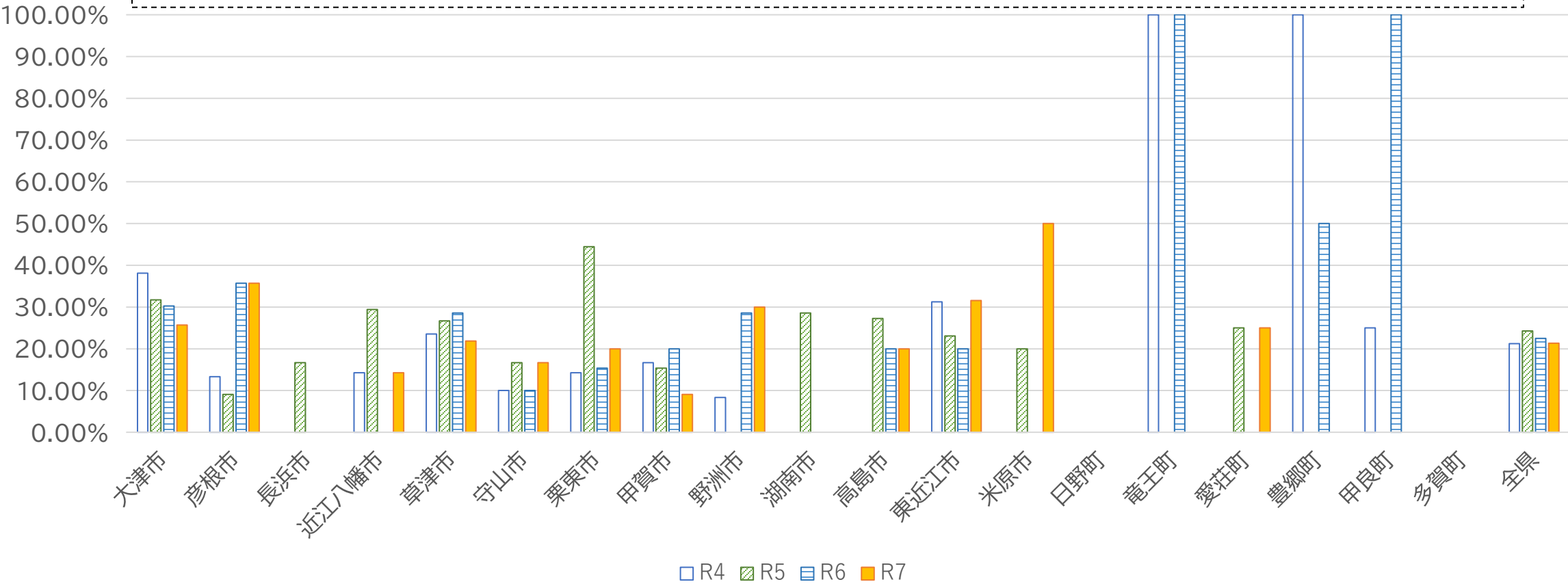
市町間の差は大きいですが、どの市町においても特別な教育的支援が必要な児童の割合は増加していることから、各学びの場における指導・支援の充実が必要である。



# 本県のインクルーシブ教育システムの構築に関わる状況

学校教育法施行令第22条の3該当児童における近年の市町別小学校入学の割合

市町間に差はあるが、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童が地域の小学校に入学する割合が増えている状況ではない。



|    | 大津市    | 彦根市    | 長浜市    | 近江八幡市  | 草津市    | 守山市    | 栗東市    | 甲賀市    | 野洲市    | 湖南市    | 高島市    | 東近江市   | 米原市    | 日野町   | 竜王町     | 愛荘町    | 豊郷町     | 甲良町     | 多賀町   | 全県     |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|---------|---------|-------|--------|
| R4 | 38.10% | 13.33% | 0.00%  | 14.29% | 23.53% | 10.00% | 14.29% | 16.67% | 8.33%  | 0.00%  | 0.00%  | 31.25% | 0.00%  | 0.00% | 100.00% | 0.00%  | 100.00% | 25.00%  | 0.00% | 21.23% |
| R5 | 31.71% | 9.09%  | 16.67% | 29.41% | 26.67% | 16.67% | 44.44% | 15.38% | 0.00%  | 28.57% | 27.27% | 23.08% | 20.00% | 0.00% | 0.00%   | 25.00% | 0.00%   | 0.00%   | 0.00% | 24.29% |
| R6 | 30.23% | 35.71% | 0.00%  | 0.00%  | 28.57% | 10.00% | 15.38% | 20.00% | 28.57% | 0.00%  | 20.00% | 20.00% | 0.00%  | 0.00% | 100.00% | 0.00%  | 50.00%  | 100.00% | 0.00% | 22.49% |
| R7 | 25.71% | 35.71% | 0.00%  | 14.29% | 21.88% | 16.67% | 20.00% | 9.09%  | 30.00% | 0.00%  | 20.00% | 31.58% | 50.00% | 0.00% | 0.00%   | 25.00% | 0.00%   | 0.00%   | 0.00% | 21.35% |

# 本県のインクルーシブ教育システムの構築に関わる状況

(参考:スライド8)近年の市町別学校教育法施行令第22条の3該当児童における地域小学校入学の割合(小学1年生)

R4市町別22条の3該当児童 地域小学校入学割合

|       | 小学校   |        |       |         |
|-------|-------|--------|-------|---------|
|       | 該当児童数 | 特支校入学数 | 地域入学数 | 割合      |
| 大津市   | 42    | 25     | 16    | 38.10%  |
| 彦根市   | 15    | 13     | 2     | 13.33%  |
| 長浜市   | 13    | 13     | 0     | 0.00%   |
| 近江八幡市 | 14    | 12     | 2     | 14.29%  |
| 草津市   | 17    | 10     | 4     | 23.53%  |
| 守山市   | 10    | 8      | 1     | 10.00%  |
| 栗東市   | 7     | 6      | 1     | 14.29%  |
| 甲賀市   | 12    | 10     | 2     | 16.67%  |
| 野洲市   | 12    | 11     | 1     | 8.33%   |
| 湖南市   | 9     | 9      | 0     | 0.00%   |
| 高島市   | 1     | 1      | 0     | 0.00%   |
| 東近江市  | 16    | 12     | 5     | 31.25%  |
| 米原市   | 2     | 2      | 0     | 0.00%   |
| 日野町   | 0     | 0      | 0     | 0.00%   |
| 竜王町   | 2     | 0      | 2     | 100.00% |
| 愛荘町   | 2     | 2      | 0     | 0.00%   |
| 豊郷町   | 1     | 0      | 1     | 100.00% |
| 甲良町   | 4     | 2      | 1     | 25.00%  |
| 多賀町   | 0     | 0      | 0     | 0.00%   |
| 全体    | 179   | 136    | 38    | 21.23%  |

R5市町別22条の3該当児童 地域小学校入学割合

|       | 小学校   |        |       |        |
|-------|-------|--------|-------|--------|
|       | 該当児童数 | 特支校入学数 | 地域入学数 | 割合     |
| 大津市   | 41    | 28     | 13    | 31.71% |
| 彦根市   | 11    | 10     | 1     | 9.09%  |
| 長浜市   | 12    | 10     | 2     | 16.67% |
| 近江八幡市 | 17    | 12     | 5     | 29.41% |
| 草津市   | 15    | 11     | 4     | 26.67% |
| 守山市   | 12    | 10     | 2     | 16.67% |
| 栗東市   | 9     | 5      | 4     | 44.44% |
| 甲賀市   | 13    | 11     | 2     | 15.38% |
| 野洲市   | 3     | 3      | 0     | 0.00%  |
| 湖南市   | 7     | 5      | 2     | 28.57% |
| 高島市   | 11    | 8      | 3     | 27.27% |
| 東近江市  | 13    | 10     | 3     | 23.08% |
| 米原市   | 5     | 4      | 1     | 20.00% |
| 日野町   | 0     | 0      | 0     | 0.00%  |
| 竜王町   | 2     | 2      | 0     | 0.00%  |
| 愛荘町   | 4     | 3      | 1     | 25.00% |
| 豊郷町   | 0     | 0      | 0     | 0.00%  |
| 甲良町   | 2     | 2      | 0     | 0.00%  |
| 多賀町   | 0     | 0      | 0     | 0.00%  |
| 全体    | 177   | 134    | 43    | 24.29% |

R6市町別22条の3該当児童 地域小学校入学割合

|       | 小学校   |        |       |         |
|-------|-------|--------|-------|---------|
|       | 該当児童数 | 特支校入学数 | 地域入学数 | 割合      |
| 大津市   | 43    | 30     | 13    | 30.23%  |
| 彦根市   | 14    | 9      | 5     | 35.71%  |
| 長浜市   | 10    | 10     | 0     | 0.00%   |
| 近江八幡市 | 5     | 5      | 0     | 0.00%   |
| 草津市   | 21    | 15     | 6     | 28.57%  |
| 守山市   | 10    | 9      | 1     | 10.00%  |
| 栗東市   | 13    | 11     | 2     | 15.38%  |
| 甲賀市   | 5     | 4      | 1     | 20.00%  |
| 野洲市   | 7     | 5      | 2     | 28.57%  |
| 湖南市   | 4     | 4      | 0     | 0.00%   |
| 高島市   | 5     | 4      | 1     | 20.00%  |
| 東近江市  | 20    | 16     | 4     | 20.00%  |
| 米原市   | 3     | 3      | 0     | 0.00%   |
| 日野町   | 2     | 2      | 0     | 0.00%   |
| 竜王町   | 1     | 0      | 1     | 100.00% |
| 愛荘町   | 2     | 2      | 0     | 0.00%   |
| 豊郷町   | 2     | 1      | 1     | 50.00%  |
| 甲良町   | 1     | 0      | 1     | 100.00% |
| 多賀町   | 1     | 1      | 0     | 0.00%   |
| 全体    | 169   | 131    | 38    | 22.49%  |

R7市町別22条の3該当児童 地域小学校入学割合

|       | 小学校   |        |       |        |
|-------|-------|--------|-------|--------|
|       | 該当児童数 | 特支校入学数 | 地域入学数 | 割合     |
| 大津市   | 35    | 26     | 9     | 25.71% |
| 彦根市   | 14    | 9      | 5     | 35.71% |
| 長浜市   | 11    | 11     | 0     | 0.00%  |
| 近江八幡市 | 14    | 12     | 2     | 14.29% |
| 草津市   | 32    | 25     | 7     | 21.88% |
| 守山市   | 12    | 10     | 2     | 16.67% |
| 栗東市   | 10    | 8      | 2     | 20.00% |
| 甲賀市   | 11    | 10     | 1     | 9.09%  |
| 野洲市   | 10    | 7      | 3     | 30.00% |
| 湖南市   | 4     | 4      | 0     | 0.00%  |
| 高島市   | 10    | 8      | 2     | 20.00% |
| 東近江市  | 19    | 13     | 6     | 31.58% |
| 米原市   | 2     | 1      | 1     | 50.00% |
| 日野町   | 3     | 3      | 0     | 0.00%  |
| 竜王町   | 1     | 1      | 0     | 0.00%  |
| 愛荘町   | 4     | 3      | 1     | 25.00% |
| 豊郷町   | 0     | 0      | 0     | 0.00%  |
| 甲良町   | 0     | 0      | 0     | 0.00%  |
| 多賀町   | 0     | 0      | 0     | 0.00%  |
| 全体    | 192   | 151    | 41    | 21.35% |

## 本県のインクルーシブ教育システムの構築の推進における課題

- ・就学先の決定においては市町によって差があるのではないかな  
⇒基準が適正か
- ・「障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことをめざすこと」と両輪である、「それぞれの子どもが、授業の内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けること」に重きを置きがちになっており、それをより個別の指導に近い形で達成しようとしていないか
- ・小中学校の各学びの場が充実しているか
  - \*通常の学級の基礎的環境整備が図られているか
  - \*通常の学級の配慮を必要とする児童生徒に、個に応じた支援、合理的配慮が提供されているか
  - \*通級指導教室のニーズに応じた充実が図られているか
  - \*全ての教員の専門性の向上が図られているか

# 本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

## (1)適切な就学相談の推進

- ・各市町の就学先決定に係る基準の確認や見直しを奨励
- ・「知的障害の程度に関する統一的指標」の活用促進
- ・市町特別支援教育担当者による「適切な就学に関する支援を行うための研究会議」での情報共有、意見交流の活性化による問題意識や方向性の共通理解促進

本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

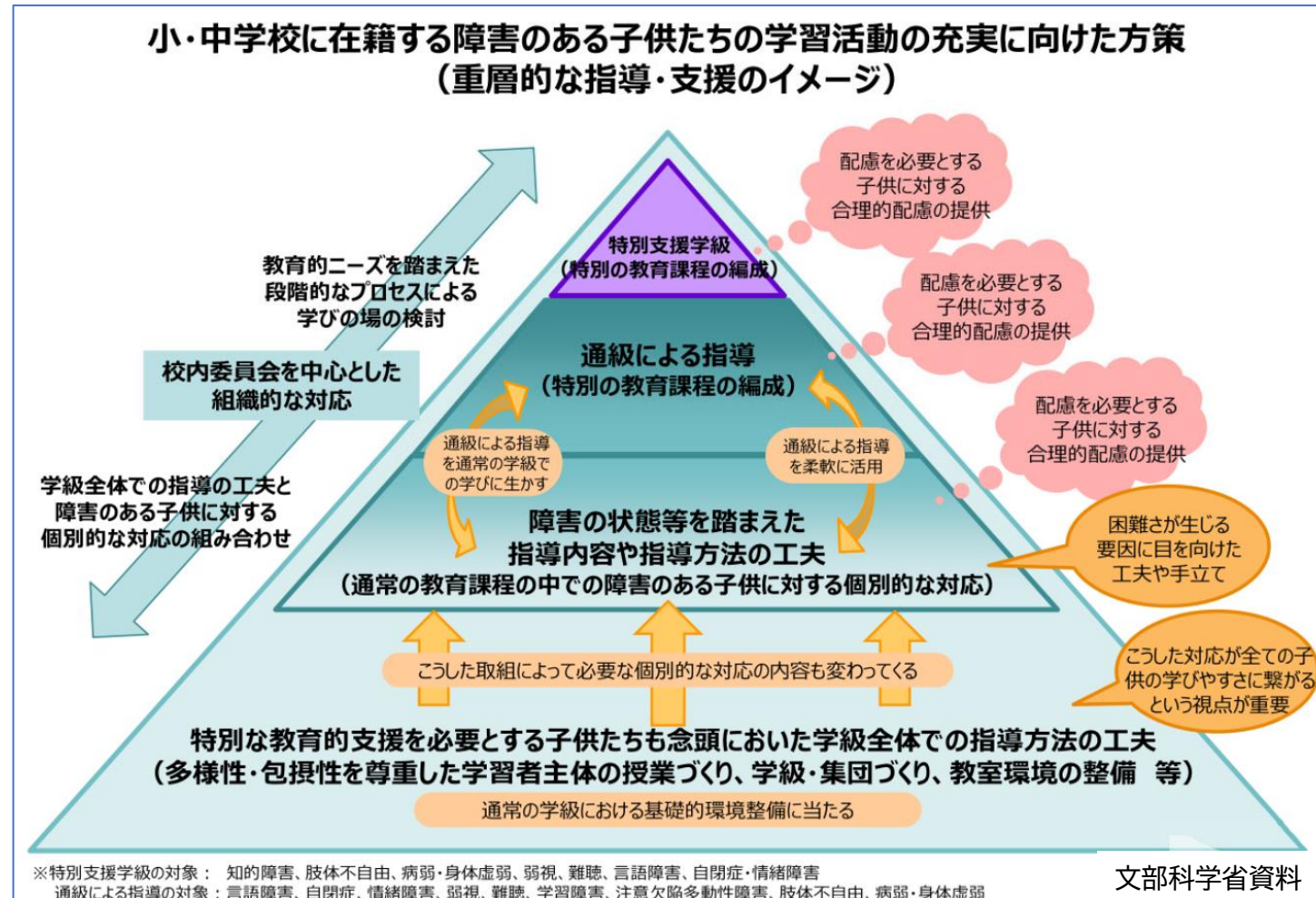
## (2)小中学校の各学びの場の充実

- ・通常の学級の基礎的環境整備の推進
- ・通常の学級の配慮を必要とする児童生徒への個に応じた支援の充実
- ・通級指導教室の充実
- ・教員の専門性の向上

# 本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

## (2)小中学校の各学びの場の充実

- ・通常の学級の基礎的環境整備を推進
- ・通常の学級の配慮を必要とする児童生徒への個に応じた支援の充実
- ・通級指導教室の充実



# 本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

## (2)小中学校の各学びの場の充実

### ・教員の専門性の向上

- \* 全ての教員が特別支援教育に関わる経験(特別支援学級担任等)を積めるようにする
- \* 特別支援教育に関わる研修、OJT等を活用した資質向上の機会を確保する



# 本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

## (2)小中学校の各学びの場の充実

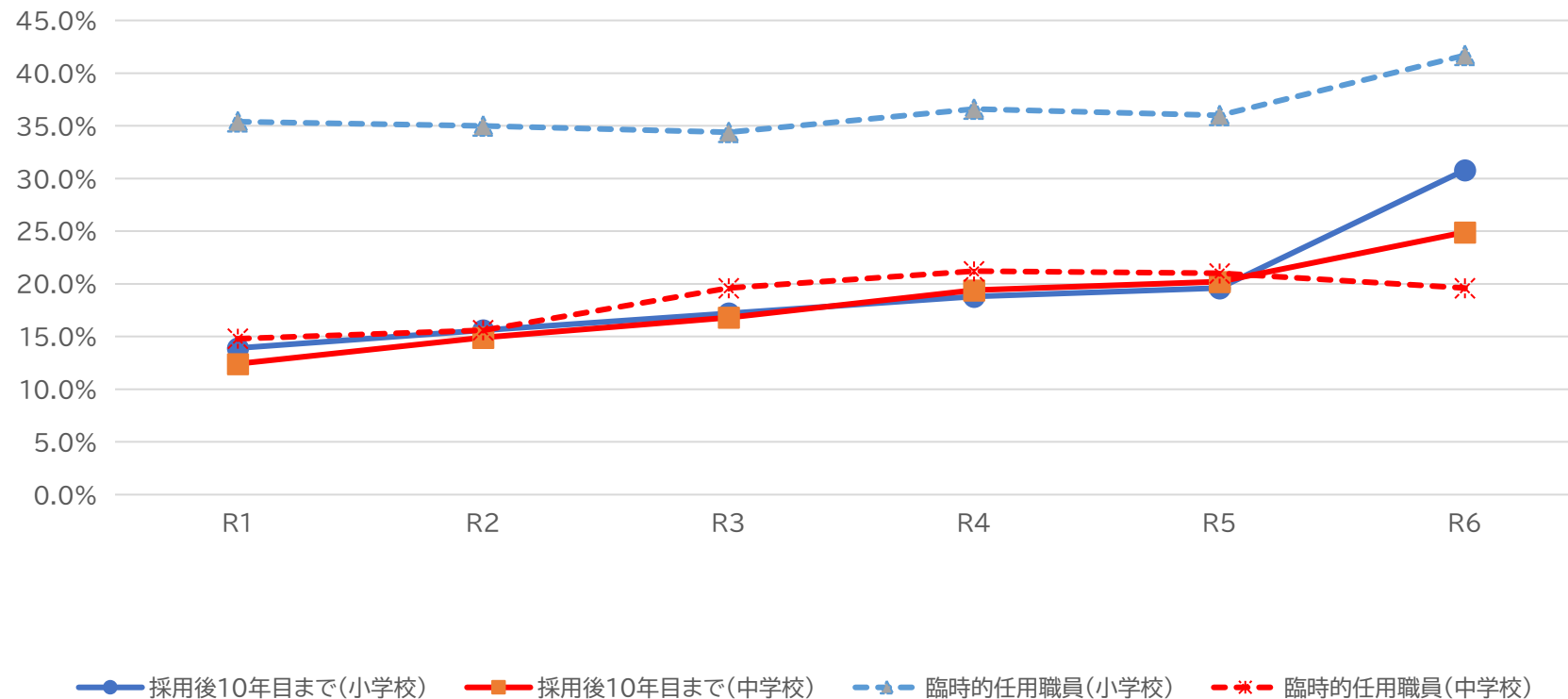
### ・教員の専門性の向上

＊全ての教員が特別支援教育に関わる経験(特別支援学級担任等)を積めるようにする

⇒小中学校ともに、採用後10年目までの教員が特別支援学級の担任である割合は高くなってきている。

採用後早い段階で、特別支援教育の視点を養えるような経験を積み、その経験を活かせる組織編成により、学校全体の教育の質が高まることが期待される。

特別支援学級担任内訳の推移



# 本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

## (2)小中学校の各学びの場の充実

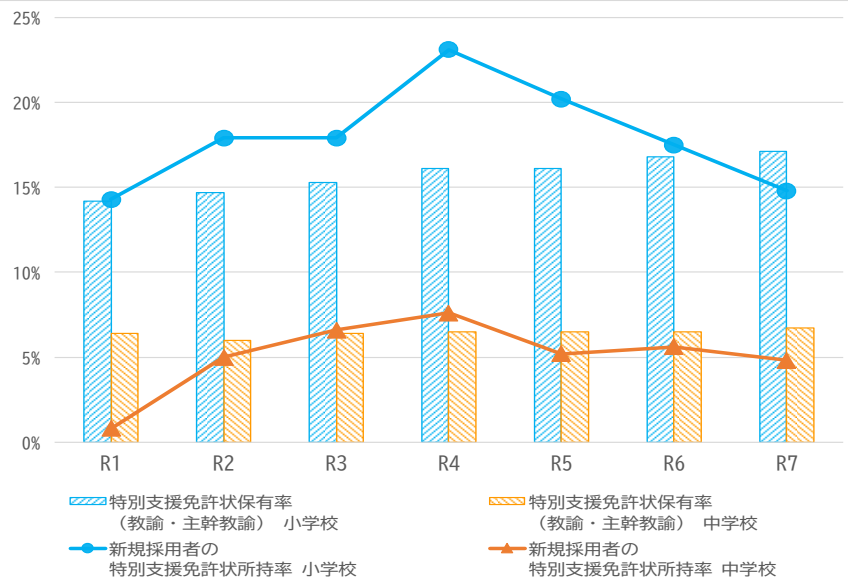
### ・教員の専門性の向上

＊特別支援教育に関わる研修、OJT等を活用した資質向上の機会を確保する

⇒特別支援学校免許状の保有状況は十分とは言えない状況。それぞれのそれぞれの段階で特別支援教育の専門性を高められる方策を検討する必要がある。

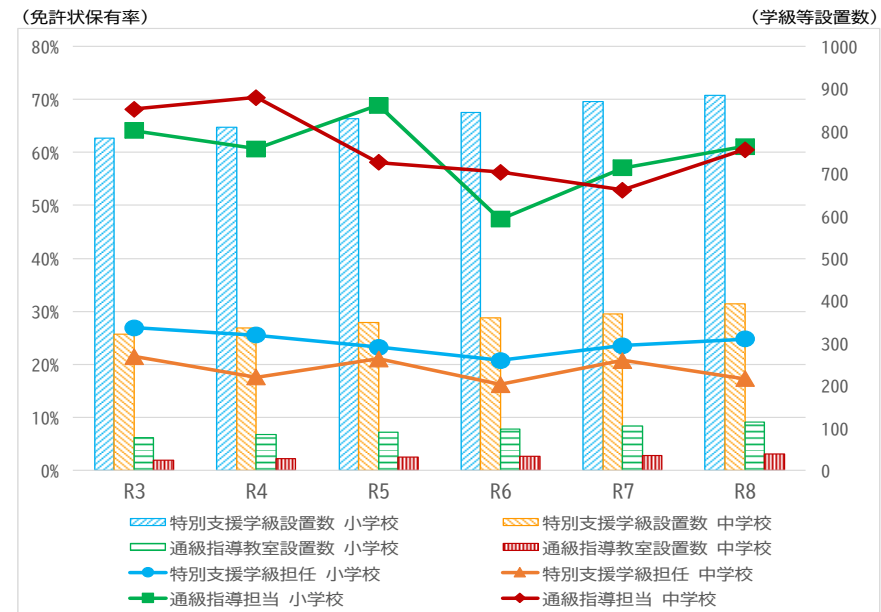
(1) 特別支援学校教諭免許状の保有状況

|    | 新規採用者の<br>特別支援免許状所持率 |      | 特別支援免許状保有率<br>(教諭・主幹教諭) |      |
|----|----------------------|------|-------------------------|------|
|    | 小学校                  | 中学校  | 小学校                     | 中学校  |
| R1 | 14.3%                | 0.8% | 14.2%                   | 6.4% |
| R2 | 17.9%                | 5.0% | 14.7%                   | 6.0% |
| R3 | 17.9%                | 6.6% | 15.3%                   | 6.4% |
| R4 | 23.1%                | 7.6% | 16.1%                   | 6.5% |
| R5 | 20.2%                | 5.2% | 16.1%                   | 6.5% |
| R6 | 17.5%                | 5.6% | 16.8%                   | 6.5% |
| R7 | 14.8%                | 4.8% | 17.1%                   | 6.7% |



(2) 特別支援学級担任・通級指導担当の特別支援学校教諭免許状の保有状況

|    | 特別支援学級担任 |       | 通級指導担当 |       | 特別支援学級設置数 |     | 通級指導教室設置数 |     |
|----|----------|-------|--------|-------|-----------|-----|-----------|-----|
|    | 小学校      | 中学校   | 小学校    | 中学校   | 小学校       | 中学校 | 小学校       | 中学校 |
| R3 | 26.9%    | 21.5% | 64.1%  | 68.2% | 784       | 322 | 77        | 23  |
| R4 | 25.5%    | 17.6% | 60.7%  | 70.4% | 809       | 336 | 84        | 27  |
| R5 | 23.2%    | 21.0% | 68.9%  | 58.1% | 830       | 348 | 90        | 31  |
| R6 | 20.7%    | 16.2% | 47.4%  | 56.3% | 845       | 359 | 97        | 32  |
| R7 | 23.5%    | 20.7% | 57.1%  | 52.9% | 870       | 368 | 105       | 34  |



# 本県のインクルーシブ教育システムの構築を推進するために

## (1)適切な就学相談の推進

- ・各市町の就学先決定に係る基準の確認や見直しを奨励
- ・「知的障害の程度に関する統一的指標」の活用促進
- ・市町特別支援教育担当者による「適切な就学に関する支援を行うための研究会議」での情報共有、意見交流の活性化による問題意識や方向性の共通理解促進

## (2)小中学校の各学びの場の充実

- ・通常の学級の基礎的環境整備の推進
- ・通常の学級の配慮を必要とする児童生徒への個に応じた支援の充実
- ・通級指導教室の充実
- ・教員の専門性の向上